製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800070 2018-0232 2018/04/21 （事故発生地） 神奈川県	コンセント付洗面化粧台	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品のコンセントにヘアドライヤーを接続し、使用していたところ、異臭がしてヘアドライヤーが動作しなくなった。○ヘアドライヤーを接続していた当該製品のコンセントは、背面の電源コード挿入部から電源コードの片極が外れ、接続するための棒形圧着端子が焼損、脱落していた。○脱落した棒形圧着端子は黒く変色し、製品出荷時に取り付けられているものと異なっており、カシメ接続部付近の芯線が半断線して、近傍の被覆が焼損していた。○脱落した棒形圧着端子につけられている圧着時の刻印が製品出荷時のものと異なっており、施工事業者が電源コードの棒形圧着端子を別の棒形圧着端子に交換していたものと考えられる。○施工事業者の名称等の詳細については不明である。●施工事業者が当該製品の電源コードの棒形圧着端子を別の棒形圧着端子に付け替えた際、カシメ不良により芯線を損傷させたため、半断線状態となり通電時に異常発熱して焼損に至ったものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2018/05/18)
A201800419 2018-1148 2018/09/09 （事故発生地） 千葉県	リチウム電池内蔵充電器	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者がシーツと一緒に当該製品を洗濯したことに気付き、乾燥させていたところ、約３０分後に出火した。○当該製品は、樹脂製外郭の一部が溶融し、穴空きが生じていた。○基板は、電源制御用トランジスターを中心に焼損していた。○リチウムイオン電池セルに膨張、液漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品は、使用者が誤って洗濯を行い水没させたため、当該製品を乾燥させた際、浸入した水分により基板上で短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 （Ｅ２）	(受付:2018/10/22)
A201800423 2018-1150 2018/10/10 （事故発生地） 東京都	ヘアドライヤー	宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、業務用途（宿泊施設）の壁のドライヤーホルダーに設置され、不特定多数の使用者に使用されていた。○当該製品の電源プラグはドライヤーホルダーに覆われた壁コンセントに挿入されており、使用後に電源プラグを抜くことができないように設置されていた。○電源スイッチ部分のすすの付着状態から、事故発生当時、電源は「入」であった。○吸込口周辺や電源コードコネクター部の焼損が著しく、電源コードはコネクター部で本体から脱離していた。○電源コードコネクター部の端子が破損していたが、その他の電気部品に出火の痕跡認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コード内部のコネクター端子が外力により破断し、異常発熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/10/23)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800454 2018-1281 2018/10/15 （事故発生地） 埼玉県	接続箱（太陽光発電システム用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の上部が焼損し、周辺の壁が汚損した。○パワーコンディショナ側配線を接続するための正極用金属板及び負極用金属板に溶融痕が認められ、周辺の外郭樹脂が焼損していた。○パワーコンディショナ側配線を接続するための端子ねじと近傍の正極用金属板が焼失していた。○その他の電気部品に異常は認められなかった。○パワーコンディショナ側配線の圧着端子部は確認できなかった。●当該製品を施工した際に、パワーコンディショナ側配線用圧着端子の圧着不良又は端子板の配線接続部のねじに締め付け不足があったため、接触不良により異常発熱し焼損したものと推定される。　なお、取付施工説明書の警告事項として、「電線は適正な端子を正しく圧着し、指定トルク（２Ｎ・ｍ）で確実にねじを締め付ける。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2018/11/07)
A201800474 2018-1313 2018/11/04 （事故発生地） 埼玉県	照明器具	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、事故発生の１か月前に設置され、設置から２４日後に点灯に不具合が生じたため、事故発生当日に製品交換を予定していた。○当該製品の外周部の一部分を中心に焼損していた。○リモコン受信素子用電源のＬＥＤ基板側コネクター近傍に基板の焼損及びすすの付着が認められた。○金属板の上面側の一部及びＬＥＤ基板の焼損部を含む部分に液体が浸入した痕跡が認められた。○電源基板に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品を設置する前に使用していた別の照明器具を取り外した際、器具から水がこぼれた。●使用者が当該製品を取り付ける際、雨漏りする状況を認識していたにもかかわらず、その対策をしなかったため、雨漏りの水分が当該製品内部に浸入し、内部配線の端子部でトラッキング現象が発生して焼損に至ったものと推定される。　なお、仕様図には、「水気のある場所では使用しない。絶縁性能が低下し、火災、感電の原因となる。」旨、記載されている。 （Ｅ３）	(受付:2018/11/14)
A201800482 2018-1342 2018/11/08 （事故発生地） 福岡県	電気冷凍庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は側面下部の機械室を中心に著しく焼損していた。○当該製品の電源コードは、電源プラグから約５７ｃｍの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○機械室内のサーモスタット、端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/11/20)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800539 2018-1455 2018/11/30 （事故発生地） 兵庫県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者がベッドで寝ていたところ、ベッド横に置かれた当該製品付近で、布団の端が焼損して出火した。○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂部は焼失していた。○本体内部の反射板及び内側底部に羽毛の燃えかすが残存していた。○電源スイッチは焼失しており、確認できなかったが、焼損した布団及びベッドとは反対側に位置していた。○電源コード、ヒーター管等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用中にベッドの布団がヒーター面に掛かったため、布団が焼損して出火に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、衣類、布団等の可燃物の近くで使用しない。就寝中は使用しない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2018/12/10)
A201800540 2018-1456 2018/11/24 （事故発生地） 埼玉県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を使用中に電源プラグ付近から出火した。○本体に出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグのコードプロテクター先端部付近で電源コードが焼損しており、片方の極が断線し、断線した芯線の両端に溶融痕が認められた。○電源プラグの栓刃は変形し、先端に擦過痕が認められた。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードのコードプロテクター先端部付近で断線及び溶融痕が認められたことから、外的要因により電源コードが断線して短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/11)
A201800557 2018-1519 2018/12/10 （事故発生地） 新潟県	テレビチューナー（地上デジタル用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者の留守中、台所の壁コンセント付近から火が出ていた。○壁コンセントには当該製品のＡＣアダプターが接続されており、事故発生時、テレビの電源はオフであった。○当該製品本体は、外郭が一部溶融していたが、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のＡＣアダプターは、外郭が著しく焼損していたが、電源プラグ部に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。○ＡＣアダプターのＤＣコードは断線していたが、断線部に溶融痕等の出火の痕跡は認められず、ＤＣプラグにも出火の痕跡は認められなかった。○ＡＣアダプターの内部基板は、局所的に著しい焼損が認められたが、銅箔パターン、電解コンデンサー、トランス等の部品に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/19)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800559 2018-1559 2018/11/24 （事故発生地） 広島県	換気扇（床下用）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。（A201800563と同一事故） （火災）	○事故発生前日、使用者の遺族の１人が数か月ぶりに使用者宅を訪問し、遺品整理のために屋内で引越事業者と作業を行った後、施錠して使用者宅を離れたところ、事故発生当日の２時頃に出火した。○事故発生以前から使用者宅は空き家で、長期間無人であった。○当該製品は１０時から１６時までのタイマー運転であった。○ファンモーターは、回転子の軸受が固着していたが、内部の巻線や給電線の接続部に出火の痕跡は認められなかった。○モーター給電線、モーター用コンデンサー等、その他の電気部品に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/20)
A201800562 2018-1560 2018/12/08 （事故発生地） 岡山県	食器洗い乾燥機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時、当該製品は使用されておらず、使用者は外出中で事故現場は無人であった。○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂部品の大部分が焼失していた。○ドアのハンドルは、「開く」の位置で固着しており、事故発生時、ヒーター等の主要な電気部品は通電されない状態であった。○コントローラー基板、電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品が接続されていたコンセントは著しく焼損しており、片極側の刃受金具は焼失していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/20)
A201800569 2018-1441 2018/11/27 （事故発生地） 福岡県	延長コード	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、接続可能な最大電力が１５００Ｗの１口延長コードであり、日常的に定格消費電力１０００Ｗの業務用掃除機を接続して、集合住宅エントランスホールの掃除用に使用されていた。○当該製品は電源プラグの栓刃片極側が焼損しており、当該栓刃の芯線はカシメ部付近で断線して溶融痕が認められ、同極間でアーク放電が発生した痕跡が認められた。○焼損が認められない側の芯線は、栓刃のカシメ部付近で半断線していたが、溶融痕は認められなかった。○電源プラグ両極の栓刃と芯線のカシメ状態に異常は認められず、コード、タップ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源プラグ部で、過度な屈曲等の機械的ストレスにより芯線の断線が生じ、通電により断線部で局所的に発熱し、電源プラグが焼損したものと推定される。　なお、製品パッケージには、「無理に曲げたり強い衝撃や圧力をかけない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2018/12/25)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800599 2018-1621 2018/12/27 （事故発生地） 東京都	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品はベランダにつり下げて設置されていた。○当該製品は６時間運転され、リモコン操作で運転停止後に出火した。○当該製品には、温度センサーによって、運転停止後に自動的に除霜運転をする機能があり、その間ファンモーター電源線に電圧が印加されていた。○当該製品は、動作時に通風路となる、左側面の樹脂製外郭及び樹脂製フロントパネル、プロペラファンが焼失していた。○ファンモーターリード線のうち、電源線がモーター取付台の固定用ツメ部で断線し、制御信号線のうち１本が取付台から電装部へ向かうリード線屈曲部で断線していたが溶融痕等、出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。○端子盤、制御基板、圧縮機、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/04)
A201800608 2018-1644 2018/10/21 （事故発生地） 埼玉県	携帯電話機（スマートフォン）	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の背面ケースの外側に焼損及び破損は認められなかったが、内側のバッテリーパック組込位置及びその周辺に焼損が認められた。○バッテリーパックに破損及び変形が認められた。○バッテリーパックのリチウムイオン電池セルを分解したところ、正極アルミ箔が焼失してセパレーターに炭化が認められたが、負極銅箔は残存していた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○修理担当者は、当該製品の輸入事業者が作成した修理手順書とは異なる方法でバッテリーパックを交換しようとしていた。●当該製品は、修理事業者がバッテリーパックを交換する際に、リチウムイオン電池セルを誤って変形させてしまったため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 （Ｄ２）	(受付:2019/01/08)
A201800621 2018-1664 2018/12/30 （事故発生地） 大阪府	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を溶損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は端子盤付近で著しく焼損していた。○端子盤付近の内外連絡線は、接続コネクターで中間接続されており、中間接続部で芯線同士が溶着して溶融痕が認められ、接続コネクターは焼失していた。○電源基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、据付施工の際に、内外連絡線が中間接続されたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。　なお、据付説明書には、「出火のおそれがあるため、配線を途中で接続しない。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/01/11)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800630 2018-1711 2018/12/10 （事故発生地） 東京都	シュレッダー	事務所で当該製品で細断中、左手指が巻き込まれ、負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で中とじ小冊子を細断中、紙詰まりしたため焦って小冊子を左手で押し込んだところ、小冊子とともに指が用紙投入口（幅６．４ｍｍ）に引き込まれ靭帯を損傷した。○当該製品を使用し、類似した中とじ小冊子を細断中に電気用品安全法で規定されている接触プローブを押し込んだところ、小冊子が接触プローブを挟み、その状態で小冊子とともに引き込まれた。○「シュレッダー可動部の安全性に関するガイドライン」に基づき、電気用品安全法で規定されているプローブを用いて用紙投入口の安全性を評価したところ、プローブは危険な可動部に接触せず、問題は認められなかった。○用紙投入口及びコントロールパネル付近には、「用紙投入口に指を近づけない。」、「用紙を無理に押し込まない。」旨、警告ラベルが貼付されており、使用者はその内容を認識していた。●使用者が紙詰まりした小冊子を左手で押し込もうとした際、小冊子に指を挟まれ、その状態で小冊子とともに指が用紙投入口に引き込まれたものと推定される。　なお、当該製品の用紙投入口付近には、「投入口に指を近づけない。」、「無理に押し込まない。指が紙に引き込まれてけがをする恐れがある。」旨、警告ラベルが貼付されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/01/17)
A201800640 2018-1657 2019/01/04 （事故発生地） 福岡県	延長コード	店舗で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は３口延長コード（１５００Ｗ）であり、電源コード部は室内の窓枠上部に沿って取り付けられていたが、固定方法は特定できなかった。○事故発生時に当該製品に電気炊飯器（６３０Ｗ）及び電子レンジ（１３００Ｗ）が接続されており、電源コード部は中間部で焼損、断線して垂れ下がり、断線部に溶融痕が認められ、溶融痕周囲の芯線先端は鋭利な物で切断された様相を呈していた。○当該製品の電源コードの断線部に、同一箇所で断線する芯線が複数認められた。○電源プラグやタップに異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のコードの芯線が外力により断線した状態で使用されたことで異常発熱が生じ、異極間短絡して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/21)
A201800698 2018-1862 2018/08/09 （事故発生地） 大分県	ＡＣアダプター（照明器具用）	当該製品をコンセントに接続していたところ、幼児（１歳）が右手指に火傷を負った。 （重傷）	○当該製品は、ＬＥＤ照明器具の付属品で内部に基板が内蔵されており、外郭は樹脂製の底カバーに本体カバーが溶着されていた。○事故発生時、当該製品は照明器具に接続されておらず、当該製品は底カバーから本体カバーが外れた状態でコンセントに接続されていたが、カバーが外れた経緯は特定できなかった。○当該製品のカバーが外れた破面は外部から衝撃を加えて破損させた同等品の破面と同じ状態であり、溶着部に差は認められなかった。○トランス、コンデンサー等の電気部品に発熱の痕跡は認められなかった。○当該製品は、照明器具点灯時に基板のトランス表面で８０℃を超える温度上昇が認められたが、消灯時は基板に温度上昇は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常な温度上昇は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/07)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800701 2018-1703 2019/01/12 （事故発生地） 山口県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は事業所の宿直室で使用されていたところ出火した。○当該製品は、スタンド部に著しい焼損が認められた。○当該製品の電源コードはスタンド部内部で改造されており、電源コードが途中で手より接続されていた。○ヒーター接続コネクターは焼損しておらず、ヒーター部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、１９９２年１月に使用者が個人的に購入したもので、２０１０年２月に電源コードの修理を行った後、２０１８年１１月に事業所に持ち込まれたものであった。●使用者が、当該製品のスタンド部内部で電源コードを手より接続したため、電源コードの接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「使用中に不具合が生じた場合は、分解せずに販売店に連絡する。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/02/08)
A201800706 2018-1867 2019/01/11 （事故発生地） 福岡県	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○ぎょうざの皮を当該製品庫内の焼き網に６枚乗せ加熱中にその場を離れたところ庫内から出火した。○当該製品の外郭に焼損は認められず、庫内のぎょうざの皮は著しく炭化して扉内側にはタール、外郭内側にはすすが付着していた。○当該製品の内部配線及び電気接続部に溶融痕や異常発熱の痕跡は認められず、タイマー動作は正常であり、使用可能な状態だった。○ぎょうざの皮は袋を開封して冷蔵庫で保存されており、加熱時の温度調節つまみの位置は覚えていないが、タイマーを３～４分にセットしていたとの申出内容であった。○再現試験として、乾燥させたぎょうざの皮を温度調節つまみ２５０℃、タイマー１０分に設定して当該製品で加熱開始したところ、徐々に発煙して約３分後、ぎょうざの皮から出火した。●当該製品の電気部品に異常は認められず、ぎょうざの皮が著しく炭化していることから、使用者がぎょうざの皮を長時間加熱したため、過加熱となり出火に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「調理物の様子を見ながら調理する。」、「必要以上に加熱しない。加熱しすぎると調理物がこげたり、発火したりする恐れがある。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/08)
A201800708 2018-1869 2019/01/28 （事故発生地） 群馬県	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、乳児（１０か月）が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。 （重傷）	○保護者がキッチンで料理中、保護者の見えないところで、乳児（１０か月）が当該製品につかまり立ちをした際、蒸気吹出口キャップを外して蒸気吹出口に右手を入れてしまい、火傷を負った。○当該製品に動作異常は認められなかった。○加湿運転時の蒸気吹出口付近の温度を測定したところ、蒸気吹出口の外で７２℃、蒸気吹出口内で８１℃であった。●保護者が当該製品を乳児の手の届くところで使用していたため、目を離した際に乳児が蒸気吹出口に触れてしまい、火傷を負ったものと推定される。　なお、取扱説明書及び本体の蒸気吹出口付近には、「蒸気口に手や顔を近づけない、火傷のおそれがある。幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/08)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800714 2018-1883 2019/01/12 （事故発生地） 岩手県	ＵＳＢケーブル	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品をスマートフォンに接続して充電していたところ、充電開始から８時間後に当該製品が焼損していた。○当該製品は、ケーブルの中央部に焼損が認められたが、焼損部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○接続端子部に焼損等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/13)
A201800723 2018-1897 2019/01/18 （事故発生地） 宮城県	電気こたつ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が寝室の当該製品の電源を入れて、同室で寝ていたところ、当該製品から火が出ていることに気付いた。○当該製品の天板は、ヒーターユニットのある裏側が著しく焼損していた。○ヒーター端部の焼損が著しく、ヒーター管に割れが認められたが、発熱線の断線は認められなかった。○温度ヒューズは切れていた。○電源コード、サーモスタット、中間スイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/15)
A201800729 2018-1916 2019/01/13 （事故発生地） 埼玉県	充電器（ニカド・ニッケル水素電池用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にリチウムイオンバッテリーパックを接続して充電を行っていたとの申出内容であった。○当該製品の樹脂製外郭は、操作面側が著しく焼損していた。○電源コードは２か所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の近傍から著しく焼損したバッテリーパックが発見された。○リチウムイオンバッテリーパックの焼損は著しく、事業者名等の詳細は不明である。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品にリチウムイオンバッテリーパックを接続して充電したため、バッテリーパックが過充電され出火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「ニカド及びニッケル水素電池用であって、他の用途には使用しない。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/02/20)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800742 2018-1959 2018/11/09 （事故発生地） 大阪府	暖房便座	施設で使用者（８０歳代）が当該製品を使用中、低温火傷を負った。 （重傷）	○使用者は、トイレで当該製品へ約３０分間着座して用を足し、約７時間経過後に臀部の低温火傷に気が付いた。○当該製品は、ふだん温度調節つまみが「中」の位置で使用されていたが、事故発生時は「高」の位置になっていた。○当該製品は、施設で使用されていたものであるが、温度調節つまみの位置は管理されていなかった。○外観に変形、破損及び異常発熱の痕跡は認められなかった。○温度調節つまみを「高」の位置にして室温２２℃で温度測定を実施した結果、最高温度は４０．５℃であり、設計値（４０．０±３℃）の範囲内であった。○サーモスタットの電気抵抗値は、規格値を満たしていた。●当該製品に異常は認められないことから、温度調節つまみが「高」の位置で長時間着座していたため低温火傷に至ったものと考えられ、温度調節つまみの管理が不十分であったものと推定される。　なお、取扱説明書及び本体表示には、低温火傷のおそれがあるため、「お年寄り、病気の方等が使用するときは、温度調節つまみを「切」にするなど周囲の方が十分注意する。」旨、警告表示されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/02/25)
A201800751 2018-1963 2019/02/12 （事故発生地） 京都府	電気温風機（セラミックファンヒーター）	学校で当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、電源プラグが接続された状態で相談室に置かれており、事故発生時は運転切替つまみが「強」の位置にあった。○本体正面の外郭樹脂が溶融し、ファンモーター、運転切替スイッチ、タイマースイッチ等の電気部品が露出していた。○温風吹出口は、溶融した本体正面の樹脂に埋もれていた。○ヒーター、ファンモーター等の内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/27)
A201800783 2018-2051 2019/02/26 （事故発生地） 和歌山県	電球型ヒーター（ペット用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は鳥かご内の上部に設置されており、鳥かごの上に掛けられていた毛布が焼損していた。○当該製品は金属製の本体に電熱球が組み込まれた製品で、電源コードは本体口出部から約２０ｃｍまで、ペットのかじりを防止するための保護スプリングが取り付けられていた。○電源コードは、本体口出部から約４０ｃｍの位置で断線しており、断線部は溶融痕が認められ、鳥かごの外側の底部で溶融した樹脂に埋もれていた。○事故発生時、保護スプリングは鳥かごの外に出ている状態であったが、保護スプリング端部から電源プラグまでの電源コードの取り回しは不明であった。○電熱球等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○鳥かごの高さは約４０ｃｍであった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードの保護されていない部分が飼鳥にかじられたことで、コードの被覆が損傷して短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/11)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800819 2019-0003 2019/02/11 （事故発生地） 愛知県	充電器（ラジオコントロール玩具用）	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20181908と同一事故） （火災）	○当該製品でラジオコントロール飛行機用リチウムポリマーバッテリーを充電中に事故が発生した。○当該製品は、リチウムポリマー、ニッケル水素、鉛等のバッテリーを充電できる仕様であった。○当該製品は、外郭樹脂の側面が焼損していたが、バッテリー配線接続部、ディスプレイ、電源コード等に異常は認められなかった。○当該製品の充電モードは「リチウムポリマー」で、正常にバランス充電することができ、バランス配線を接続しないと警告表示及びブザーが鳴り、バランス充電を解除するにはボタン操作が必要であった。○当該製品で充電していたバッテリーの焼損は著しく、リチウムポリマー電池セルの内部電極に溶融痕が認められた。○バッテリーの輸入事業者は特定できなった。○使用者は当該製品とバッテリーの接続状態を覚えておらず、焼損したバッテリーのバランス配線は当該製品から外れていたが、事故の衝撃で外れた可能性も考えられた。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、正常に動作することから、充電中のリチウムポリマーバッテリーが出火した影響で焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/26)
A201800826 2019-0019 2019/03/17 （事故発生地） 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、純正バッテリーパックではなく、インターネット通信販売で購入した他社製の非純正バッテリーパックを取り付けた状態で充電されていた。○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかったが、バッテリーパック付近が著しく焼損していた。○バッテリーパック内の２個のリチウムイオン電池セルは著しく焼損しており、電極体は原形をとどめておらず、残存する負極板には穴空きが認められた。○充電器は純正品で、異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/28)
A201800833 2019-0023 2019/03/18 （事故発生地） 兵庫県	コンセント付温室	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は室内にコンセントを３口搭載した温室であるが、事故発生時、コンセントに電気製品は接続されていなかった。○当該製品の電源コード及び内部配線は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグの栓刃全体にすすが付着していた。○コンセントは確認できなかった。○屋外用コンセントの内部に焼損は認められず、事故発生時、当該製品の電源プラグは接続されていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故発生時、当該製品の電源プラグは屋外用コンセントに接続されていなかったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/29)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900019 2019-0074 2019/02/18 （事故発生地） 兵庫県	電気あんか	子供（１１歳）が当該製品を使用して就寝中、足に低温火傷を負った。 （重傷）	○当該製品を使用して就寝したところ、左足首に低温火傷を負った。○当該製品について、ＪＩＳ　Ｃ　９２０９「電気こたつ類」に基づく温度試験を実施したところ、異常発熱は認められなかった。○当該製品は、使用者が祖母から譲り受けたものであった。○事故発生時の就寝時間、温度設定等の詳細な使用状況は不明であった。○取扱説明書には、「低温火傷のおそれがあるため、長時間使用する場合は、皮膚に直接触れないように使用する。温度を低めに設定する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/05)
A201900037 2019-0116 2019/03/23 （事故発生地） 愛知県	パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の外郭ケース天面の通気口にすすが付着し、フロントカバー取付け部の隙間に液体が浸入した痕跡が認められた。○当該製品は、直流フィルター基板の入力端子部周辺が焼損し、銅箔パターンの両極に溶融痕が認められ、基板の一部が焼失していた。○交流フィルター基板、電源基板、インバーター基板等のその他の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の内部に、猫の毛や爪等の異物があり、直流フィルター基板に液体が付着した痕跡が認められた。○使用者宅では猫を飼っており、当該製品は脱衣所の上方に設置されていたが、近くに棚が置かれていた。○事業者のホームページには、「パワーコンディショナの上に動物が乗ったりしないようにする。」旨、注意喚起されていた。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に液体が浸入して直流フィルター基板に付着したため、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/11)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900047 2019-0139 2019/03/22 （事故発生地） 東京都	介護ベッド	使用者（８０歳代）が当該製品から車いすに移乗しようとしたところ、当該製品が下がり、足を負傷した。 （重傷）	○使用者宅にて、レンタル品の当該製品から使用者を車いすへ移乗するため、当該製品のボトムを最高の高さまで上げたところ、急にボトムが下がり、使用者が大腿骨を骨折し、アクチュエータが破損した。○当該製品の組立は、レンタル事業者が行った。○破損したアクチュエータは、ボトムの高さを支えるとともに高さを調節するための部品であり、ロッド側の先端がベースフレームに、反対側の先端が駆動部のフレームに、左右方向に貫通する金属ピンにより取り付けられ、アクチュエータのロッドが伸縮することにより、ベースフレームのリンク機構を動かし、ボトムを上下させる構造であった。○当該製品のアクチュエータは、駆動部との取付部近傍で破断していた。○当該製品のアクチュエータのロッド先端は、組立の際にベースフレームに取り付け、分解の際に取り外す取扱方法であった。○当該製品のアクチュエータ両端の左右の面は、駆動部側及びベースフレーム側の取付金具に覆われており、組立後のアクチュエータは、左右方向に可動しない構造であった。○破断面を観察した結果、破断面の側面に衝撃等による破壊を示す脆性破壊が認められ、中心部にかけてゆっくり破壊したことを示すフィブリル状（繊維状）の延性破壊、反対側面にかけて一気に破壊したことを示す脆性破壊及び著しい凹凸が認められた。○当該製品のアクチュエータが正常な同等品に交換された状態の当該製品にて高さ調節の操作を行ったところ、動作に異常は認められなかった。○当該型式品は、ＪＩＳ　Ｔ　９２５４：２００５「在宅用電動介護用ベッド」に適合していた。●当該製品は、レンタル事業者による組立、分解、運搬時等、アクチュエータのロッドの先端がベースフレームに取り付けられていない状態において、アクチュエータに左右方向への衝撃が加わり、駆動部の取付部近傍に亀裂が入り、その後の使用により、亀裂が進展し、事故発生時、当該製品のボトムを上げる操作を行った際の負荷により、一気に破断したものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/04/16)
A201900049 2019-0141 2019/04/08 （事故発生地） 長野県	電気毛布	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○寝室の壁際に敷かれた当該製品、布団、毛布１枚等が焼損した。○当該製品のコントローラー及び電源コードに焼損は認められなかった。○電源プラグは壁コンセントに接続されていたが、コントローラーの温度調節ダイヤルは電源オフの位置であった。○当該製品本体は全焼し、ヒーター線は被覆が焼損し露出していたが、溶融痕は認められなかった。○コントローラーと当該製品本体の接続コードは、全長の本体側半分は焼損し、導体が露出していたが、溶融痕は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900058 2019-0162 2019/04/02 （事故発生地） 埼玉県	直流電源装置（照明器具用）	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の端子台の樹脂製外郭及び送り配線用電線1本の被覆が焼損していた。○焼損した送り配線の芯線に線径の減少及び著しい表面の荒れが認められた。○端子台内部のステンレス製錠ばねは異常発熱によりばね性が失われ、変形する等、電線挿入不良の痕跡が認められた。○端子台を取り外し、基板にＡＣ１００Ｖを印加したところ、正常に動作した。○当該製品が接続されていた系統について、当該製品を除く５７個を点灯させたときのブレーカー端子部で測定した電流値に異常は認められなかった。●当該製品の設置、施工の際、送り配線の速結端子への挿入が不十分であったため、配線と接続金具の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「電源線、アース線の被覆は指定の長さにむき、１本ずつ確実に差し込む。差し込み不十分は、感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/04/19)
A201900076 2019-0230 2019/04/11 （事故発生地） 兵庫県	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生当時、畳の上に当該製品を敷き、その上にカーペットカバー、マットレス、敷き布団及び掛け布団を掛けて使用しており、掛け布団以外は当該製品と同様の範囲で焼損していた。○当該製品のカーペット部が直径約１０ｃｍの範囲で焼損し、焼損部のヒーター線は断線し、約２ｃｍ焼失していた。○事故発生当時、検知線が断線していたため、保護回路のリレーが作動し、コントローラーの電源ランプが点滅していた。○焼損部周辺のヒーター線の被覆が茶色く変色していた。○焼損部分の発熱線と検知線を短絡させたところ、コントローラー基板の温度ヒューズが切れて通電を遮断した。○当該製品は購入から事故発生までの約１年間、同一場所に敷いたまま使用されていた。●当該製品の上にウレタンマット、布団等を敷いて使用していたことから、局所的な過熱によりヒーター線被覆が硬化し、ヒーター線の断線時のスパークによりウレタンマットに着火したものと推定される。　なお、取扱説明書及びコントローラー裏面には安全上の注意として、「就寝用暖房器具として使用しない。」、「座布団や座椅子など保温性の良いものを長時間同じ場所に置かない。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/04/25)
A201900087 2019-0197 2019/04/01 （事故発生地） 富山県	コンセント	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者の家族が電子レンジを使用したところ停電したため、ブレーカーを入れ直した際に当該製品から出火した。○当該製品に電気製品は接続されていなかったが、当該製品から送り配線された別のコンセントに電子レンジ、電気こたつ等、複数の電気製品を接続し同時に使用されていた。○当該製品の非接地側送り配線挿入部が焼損し、送り配線が溶断していた。○溶断していた送り配線の表面及び非接地側送り配線挿入部の刃受金具の接触面にスパーク痕とみられる表面の荒れが認められ、送り配線挿入部の錠ばねにも溶融が認められた。○送り配線された別のコンセントに溶融痕等、事故に至った痕跡は認められなかった。●当該製品は、送り配線された別のコンセントに接続可能な最大電力（１５００Ｗ）を超えて複数の電気製品を接続し使用していたため、送り配線と刃受金具の接触部で異常発熱し、周囲の樹脂が焼損したものと推定される。　なお、当該製品は、長期使用（２８年３か月）により、送り配線の接触部で接触抵抗が増加していたことも事故発生に影響したものと考えられる。 （Ｅ２）	(受付:2019/05/07)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900099 2019-0281 2019/04/11 （事故発生地） 宮城県	ＡＣアダプター（楽器用）	幼稚園で当該製品に楽器を接続して使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○キーボードの演奏中、キーボードに接続していた当該製品から発煙した。○本体は外郭樹脂の一部に熱変形及び割れが認められ、栓刃には変形が認められたものの、異常発熱の痕跡は認められなかった。○ＤＣコードは本体側のコードプロテクター付近で芯線が断線しており、短絡が認められた。○本体内部の回路基板は、ブリッジダイオード付近が焼損しており、４つあるダイオード素子の一部は破壊していた。○温度ヒューズは切れていた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はＤＣコードが外力を受けて断線し、短絡したため、回路基板に過電流が流れて基板を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/14)
A201900120 2019-0333 2019/05/14 （事故発生地） 神奈川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡）	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品の大部分が焼失していた。○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○内外連絡線の接続端子台は、外郭樹脂が焼損しているが、出火の痕跡は認められなかった。○制御基板及び表示基板に出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/21)
A201900139 2019-0391 2019/05/07 （事故発生地） 東京都	電気冷蔵庫	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の側面下部の焼損が著しかったが、庫内の焼損は比較的軽微であった。○電源コードの被覆及び電源プラグの樹脂は焼失し、電源コード導体は栓刃との接続部で断線していた。○圧縮機のリレーカバーが焼損していたが、過負荷リレー及びＰＴＣサーミスターは原形をとどめており、解体した結果、端子等に異常は認められなかった。○圧縮機の主巻線及び補助巻線の抵抗値に異常は認められなかった。○庫内灯、庫内灯スイッチ、低温用スイッチ、サーモスタット及び低温用ヒーターとそれらの端子に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/28)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900140 2019-0392 2019/05/20 （事故発生地） 静岡県	ウォーターサーバー	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900141と同一事故） （火災）	○当該製品は全体が著しく焼損しており、樹脂部品が焼失していた。○電源コードの途中に断線箇所が２か所あり、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○本体内部のコンプレッサー、温水ヒーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は電源コードの溶融痕以外に異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/28)
A201900163 2019-0437 2019/04/27 （事故発生地） 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、純正バッテリーパックではなく、インターネット通信販売で購入した他社製の非純正バッテリーパックを取り付けた状態で充電されていた。○当該製品本体は全体的に焼損が認められたが、モーター基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリーパックは焼損が著しく、バッテリーパック内の３個のリチウムイオン電池セルが破裂し、バッテリー基板も焼損していた。○当該製品の充電器に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/05)
A201900172 2019-0453 2019/05/26 （事故発生地） 京都府	タブレット端末	当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は当該製品を廃棄するため、分解してバッテリーパックを取り外したところ、バッテリーパックから出火した。○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルに焼損及び変形が認められた。○当該製品本体に焼損等の異常は認められなかった。○使用者はバッテリーパックを取り外す際に、１０ｃｍほどの金属製の棒を使用していた。●当該製品を分解して、バッテリーパックを取り外そうとした際に、リチウムイオン電池セルに外力を加えたため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「内蔵バッテリーは取り外さない。」、「外力や衝撃を加えると発火の原因となる。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/06/06)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900174 2019-0398 2019/05/25 （事故発生地） 福岡県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、約９時間後に当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーパックが取り付けられており、バッテリーパック取付け部周辺が焼損していた。○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル６個が焼損し、２個の外装缶が開裂して内部電極の大部分が噴出及び焼失していた。○モーター、ＡＣアダプター等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/07)
A201900205 2019-0532 2019/06/04 （事故発生地） 兵庫県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は事故発生当日の４時間前に使用されていたが、事故発生当時は、使用されていなかった。○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂製部品の大部分は本体底枠上で溶融していた。○電源コードは複数箇所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○モーター、基板、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/20)
A201900274 2019-0722 2019/07/06 （事故発生地） 大分県	電気掃除機（充電式、スティック型）	事務所で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、約３時間半後に当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーパックが取り付けられており、バッテリーパック取付け部周辺が焼損していた。○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル６個のうち、３個の外装缶が開裂して内部電極の大部分が噴出及び焼失していた。○モーター、ＡＣアダプター等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900324 2019-0787 2019/07/20 （事故発生地） 愛知県	水槽用エアーポンプ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は淡水の水槽の上部に設置された水槽用照明器具の上に置いて使用されていた。○電源コードは、途中で断線して断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○基板及び電磁ポンプに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は電源コードの溶融痕以外に異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/31)
A201900366 2019-0905 2019/08/01 （事故発生地） 京都府	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○充電中にバッテリーパック付近が焼損して本体から脱落していた。○バッテリーパックの焼損は著しく、パック内のリチウムイオン電池セル６個のうち、３個はヘッド部に溶着し、２個は外部に飛び出していたが、１個は未回収のため、確認できなかった。○バッテリーパックは、電池セル間の接続板の形状や電極の引出線より、純正品ではなく、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○モーター、モーター制御基板、充電器等に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/13)
A201900426 2019-0992 2019/08/14 （事故発生地） 京都府	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品本体はバッテリーパックが取り付けられているハンドル下部が著しく焼損し、バッテリーパックが脱落し、内部のリチウムイオン電池セルがばらばらの状態で飛散していた。○リチウムイオン電池セル６個のうち、２個の電池セルは封口部が外れ、外装缶内部の巻回体が噴出し、ほかの２個の電池セルは内部の巻回体に溶融が認められた。○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や電極の引出線より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○当該製品本体の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリーパックの同等品には、電池セル内部の電極体の巻きずれや、不十分な電圧監視機能等の問題が認められた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/30)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900437 2019-1035 2019/08/21 （事故発生地） 大阪府	空気清浄機（加湿機能付）	施設で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 （火災）	○当該製品は施設の喫煙室で使用されていた。○当該製品本体は、左側面と背面下部の外郭樹脂が溶融していた。○電源コードは、本体の引出部から１０ｃｍの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○当該製品の電源ボックス内の電源基板、制御基板及び操作基板に出火の痕跡は認められなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品本体に出火の痕跡は認めらず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/02)
A201900447 2019-1049 2019/08/25 （事故発生地） 兵庫県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20190962と同一事故） （火災）	○当該製品はインターネット通信販売で購入した他社製の非純正バッテリーパックが取り付けられた状態で充電されていた。○当該製品本体は全体的に焼損が認められたが、モーター、モーター基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル６個のうち、２個の電池セルの封口部が外れ、缶体内部の巻回体が噴出していた。○内部に巻回体が残存していた電池セルを確認すると、巻き状態にへこみが認められた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/05)

製品区分：　02.台所・食卓用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900035 2019-0114 2019/01/19 （事故発生地） 宮城県	冷水筒	当該製品にお湯を注ぎ、当該製品のハンドルを持ったところ、ボトルが落下し、お湯が掛かり火傷を負った。 （重傷）	○当該製品は、ボトルのねじ部にハンドルのリング部を装着し、上から蓋を締めてハンドル及びボトルを固定する構造であった。○使用者は湯冷ましを作るため、しゃがんだ姿勢で当該製品を持ち、ボトルに熱湯を注いだ際、固定されていないハンドルを無意識に持ってしまった。○当該製品に異常は認められず、使用感においても同等品との差異は認められなかった。○取扱説明書には、「飲料がこぼれるおそれがあるため、蓋を締めていない状態でハンドルを持たない。」、「火傷のおそれがあるため、飲料は４０℃以下に冷ましてから入れる。」旨、記載されている。●当該製品は、使用者がボトルに熱湯を注いだ際に固定されていないハンドルを持ってしまったため、ボトルがハンドルから外れて、熱湯が使用者の脚に掛かったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「飲料がこぼれるおそれがあるため、蓋を締めていない状態でハンドルを持たない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/04/11)
A201900161 2019-0435 2019/04/24 （事故発生地） 東京都	圧力鍋	当該製品で調理後、蓋を開けようとしたところ、蓋が飛び、蒸気等が腕にかかり、火傷を負った。 （重傷）	○使用者は日本語の読み書きができず、取扱説明書の図を見ながら当該製品で調理し、火を止め、内圧を逃がした後、再び圧力調整装置のレバーを回して蒸気穴を閉じてから蓋を開けようとしたところ、突然蓋が持ち上がって内容物が周囲に飛散し、左腕に火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品に変形及び破損は認められず、圧力調整装置の蒸気穴に詰まりは認められなかった。○当該製品に水を入れ、加熱試験を行ったところ、圧力調整装置及びロックピンの動作に異常は認められなかった。○同等品を用いた再現実験の結果、内容物の油脂等で圧力調整装置の蒸気穴が詰まることはなく、ロックピンが作動している状態で蓋レバーを開放方向（時計回り）に回しても、蓋が開くことはなかったため、使用者の申し出内容のような内容物が飛散する状況は再現されなかった。○当該型式品は、ＳＧ基準（ＣＰＳＡ ０００３「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」）を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に変形及び破損はなく、圧力調整装置の動作に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/04)
A201900242 2019-0270 2019/04/07 （事故発生地） 神奈川県	圧力鍋	当該製品で調理後、蓋が飛び、火傷を負った。 （重傷）	○使用者は三口こんろの左手前で当該製品を使用し調理中、奥のこんろで調理中の別の鍋を確認しようと手を伸ばした際に当該製品の圧力調整装置が飛び、蓋がはじけるように飛んだとの申出内容であった。○事故発生時、当該製品の内容物は規定量を満たしていたが、こんろの火が着いていたかは特定できなかった。○ロックピンの動作、ロックピン作動時の蓋の取っ手のロック、圧力調整装置の穴及び安全装置の作動圧力に異常は認められなかった。○蓋が本体と接触し気密性を保つ部分に変形及び破損は認められなかった。○当該型式品は、ＳＧ基準（ＣＰＳＡ ０００３「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」）を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/02)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800473 2018-1305 2018/10/31 （事故発生地） 神奈川県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時に当該製品の全ての操作ボタンは「閉」で、ガス栓は閉栓されていた。○当該製品左後方が著しく焼損していた。○ホースエンドとガス配管をシールするＯリングが炭化していた。○ガス配管入り口から器具栓までの気密性に異常は認められなかった。○当該製品に装着されていた２本の乾電池に液漏れ等の異常は認められなかった。○左後方下部に設置されていたイグナイターは焼失していたが、操作ボタンが「閉」の状態では、イグナイタースイッチはオフ状態であった。○イグナイタースイッチ及び制御基板に異常は認められなかった。●事故発生時に当該製品の操作ボタンが「閉」で、ガス栓も閉じられており、製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/11/13)
A201800567 2018-1554 2018/12/14 （事故発生地） 大阪府	半密閉式（ＦＥ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	施設で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒の疑いにより１名が病院に搬送された。 （CO中毒）	○使用者がボイラー室に入った後に別室へ移動し、約１０分後に吐き気を感じてろれつが回らなくなり、その５０分後に救急車で病院に搬送された。○病院で血中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度を検査した結果、値は正常値であった。○ボイラー室から一酸化炭素は検出されず、ボイラー室に設置された当該製品（５台）を含む全ての燃焼機器の一酸化炭素濃度は正常値であった。○当該製品（５台）のエラー履歴に一酸化炭素の検出や一酸化炭素センサーの故障は記録されていなかった。○ボイラー室の給気口は、施工説明書で指定された必要開口面積５６５平方cm以上に対して１７５０平方ｃｍであり、燃焼に必要な給気量が十分に確保されていた。○当該製品（５台）の排気口からボイラー室への排気ガスの逆流は認められなかった。○使用者は化学物質に敏感な体質との申出内容であった。●当該製品（５台）は、燃焼状態、給気及び排気に異常は認められず、使用者の血中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度が正常値であったことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/21)
A201800636 2018-1708 2018/12/31 （事故発生地） 和歌山県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の天板の裏、下反射板の裏及び燃焼筒の内炎筒と外炎筒にすすの付着は認められなかった。○しんは、基準面から３０ｍｍ下がっており、対震自動消火装置が作動した位置であった。○しんの先端部に変質油使用時に生成するタールの付着は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○しん案内筒内部にすすの付着や吹き返しの痕跡は認められなかった。●当該製品に異常燃焼、油漏れ及び吹き返しの痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/18)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800643 2018-1726 2019/01/13 （事故発生地） 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡）	○当該製品が置かれていたこんろ台の背面の壁は、上方に向かって広がるような焼け跡が認められた。○コンロ台は前側の脚が焼損して倒れており、当該製品は接続されたガス用ゴム管でぶら下がった状態で発見され、ガス用ゴム管は焼損していなかった。○当該製品は全体的に焼損し、樹脂製の点火ボタンは焼失していたが、外郭の塗装にはがれ等の過熱の痕跡は認められなかった。○ホースエンド部に過熱の痕跡は認められなかった。○同等品の点火つまみを装着して点火操作の確認を行ったところ、異常は認められなかった。○機器内部に過熱や出火の痕跡は認められなかった。○器具栓内部のゴムパッキンは、弾力があり熱影響を受けていなかった。○当該製品は、天板に黒色の付着物があった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/21)
A201800664 2018-1777 2019/01/06 （事故発生地） 群馬県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び建物１棟を全焼、２棟を類焼する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の電源を入れた後、使用者が当該製品から火が出ているのを確認した。○燃焼部のバーナーの変形はなく、フレームロッド等にも異常は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿は著しく焼損しており、置台は前面側が変形し、油受皿の下と外周部が著しく焼損していた。○カートリッジタンクは焼損して樹脂部品が焼失し、タンク自体は膨張しており、口金は閉じていた。○カートリッジタンク内に刺激臭があり、成分分析の結果、灯油に含まれないナフタレンが検出され、参考に分析されたガソリン及び塗料用シンナーからもナフタレンが検出された。○使用者宅に塗料用シンナー、自動車用オイル等が保管されていた。○使用者はガソリンスタンドに樹脂製容器を持参して燃料を購入していた。○事故発生の３日前、使用者が給油した石油温風暖房機で、本件と同様の事故が発生していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、ガソリン等の誤給油により出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/25)
A201800665 2018-1778 2019/01/03 （事故発生地） 群馬県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は焼失していた。○燃焼部のバーナーの変形はなく、フレームロッド等にも異常は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿は著しく焼損しており、置台は前面側が変形し、油受皿の下と外周部が著しく焼損していた。○カートリッジタンクは焼損して樹脂部品が焼失し、タンク自体は膨張しており、口金は閉じていた。○カートリッジタンク内に刺激臭があり、成分分析の結果、灯油に含まれないナフタレンが検出され、参考に分析されたガソリン及び塗料用シンナーからもナフタレンが検出された。○使用者宅に塗料用シンナー、自動車用オイル等が保管されていた。○使用者はガソリンスタンドに樹脂製容器を持参して燃料を購入していた。○事故発生の３日後、使用者が給油した石油温風暖房機で、本件と同様の事故が発生していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、ガソリン等の誤給油により出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/25)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800672 2018-1797 2019/01/12 （事故発生地） 大分県	屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故時に当該製品は使用されていなかった。○当該製品本体には左下側を中心にすすの付着、内部配線の被覆の一部焼損、電装基板外郭樹脂の変形がみられたが、燃焼バーナーに異常燃焼の痕跡はみられず、電装基板、安全装置、その他の本体部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードの中間部に断線及び溶融痕が認められ、溶融痕が確認できた位置は通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体から出火した痕跡は認められず、電源コードの断線部は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/29)
A201800688 2018-1832 2019/01/22 （事故発生地） 奈良県	開放式ガス温風暖房機（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品を点火して外出中、当該製品を置いた室内で爆発が発生した。○当該製品上方の天井に破裂した殺虫剤のスプレー缶が突き刺さっていた。○当該製品は、吹出口の上部にへこみ及び前板のツメの外れが認められた。○機器内部のフラットケーブルの一部に焼けが認められたが、基板や電装部品に異常は認められなかった。○ガス通路に漏れはなく、燃焼室にガス漏れの痕跡はなく、異常は認められなかった。○機器内部に出火の痕跡は認められず、燃焼室や周辺に炎あふれや排ガス漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品に電気とガスを供給して動作させたところ、点火、燃焼、消火に異常は認められなかった。○スプレー缶の内容物の成分に灯油とＬＰガスが含まれていた。●当該製品に異常は認められず、天井に破裂したスプレー缶が突き刺さっていたことから、当該製品の前に置かれたスプレー缶が当該製品から吹き出した温風によって過熱されて破裂し、その際に拡散したスプレー缶内部の可燃性ガスを当該製品が吸気して爆発燃焼に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「スプレー缶を温風の当たる場所に置かない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/05)
A201800721 2018-1892 2019/02/07 （事故発生地） 神奈川県	屋外式（ＲＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品を使用中、異音がして、周辺が焼損した。○当該製品は、設置されていた建物の外壁塗装のため、外壁塗装業者により養生シートで覆われており、給気口が塞がれていた。○排気トップ下部に焼損した養生シートが付着していたが、外装に変形や変色等の異常はなく、内部にも出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、養生シートに覆われていない状態では、正常に動作することが確認された。●当該製品に事故に至る異常は認められなかったことから、給気口が養生シートで覆われて塞がれており、その状態で使用者が当該製品を使用したため、燃焼用空気の給気不足により未燃ガスが発生し、排気口から出た際に、点火時のスパークが着火して火炎が形成され、養生シートが焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「外壁の塗装や増改築、家屋の修繕などに機器本体・給排気筒トップが養生シートで覆われた場合は、機器を使用しない。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/02/15)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800741 2018-1953 2019/01/27 （事故発生地） 宮城県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼、１棟を類焼する火災が発生した。 （火災）	○事故発生当日の朝、当該製品は燃焼中であったが、使用者が火が消えていると誤認し、しん調整つまみを回して点火スイッチを押したところ、顔付近まで炎が立ち上がった。○使用者は水でぬらしたこたつ布団を掛けて消火を試みたが、消火できず、布団の脇から炎が出て延焼した。○当該製品は全体的に著しい焼損が認められたが、布団の繊維片等の付着は認められなかった。○当該製品に燃焼筒や油受皿に異常燃焼及び油漏れ等の異常は認められなかった。○使用者が点火しようとしん調整つまみを回した際、ふだんより少ししか回らなかったとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が使用中の当該製品のしん調整つまみを一気に点火位置に回した際に炎が立ち上がり、当該製品にぬれたこたつ布団を掛けて消火しようとした際に延焼し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/25)
A201800777 2018-1924 2019/02/12 （事故発生地） 埼玉県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼、９棟を類焼する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡）	○当該製品のタンク室内にカートリッジタンクの口金が落ちており、カートリッジタンクは隣室で発見された。○当該製品の焼損は著しく、天板の表面処理をしているほうろう質が泡を吹き、つまみ等の樹脂部品は完全に焼損していた。○給油時自動消火装置の消火金具ばねの両端が、本体の金具に掛かっており、異常は認められなかった。○しんはスピード消火位置よりも下がった位置にあり、タールの付着は認められなかった。○当該製品の油受皿の底部に穴空き等の油漏れにつながる異常は認められず、置き台にも吹き返しによる異常燃焼の痕跡はなく、当該製品から出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク給油口及び口金はＯリングが炭化していたが、変形等の異常は認められなかった。○カートリッジタンクの給油口に変形はなく、口金はカートリッジタンク給油口に正常にねじ込める状態であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、給油作業時にカートリッジタンクの口金が外れて当該製品に灯油が掛かり、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/07)
A201800778 2018-2017 2019/02/21 （事故発生地） 島根県	石油ストーブ（開放式）	当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、給油した当該製品のカートリッジタンクの給油口を上にして本体まで運び、本体に戻そうとしたところ、給油口が開き、こぼれた灯油が当該製品に掛かって出火した。○事故発生時、カートリッジタンクは本体に挿入されておらず、居室のテーブル上に給油口が閉まった状態で置かれていた。○当該製品は、天板を除いて全体的に焼損しており、樹脂部品は全て焼失していた。○しんの先端は消火位置まで下がっており、しん調整つまみのスピンドルは給油時自動消火装置の作動時の消火位置を示していた。○燃焼筒にすすの堆積等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに焼損及び給油口の動作異常は認められなかった。○取扱説明書には、「給油時は必ず消火し、ストーブの温度が十分下がっていることを確認した上、火の気のないところで行う。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/07)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800788 2018-2047 2019/01/20 （事故発生地） 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクを当該製品に戻したときに出火した。○使用者は事故以前から、カートリッジタンクを抜いた際に、燃焼筒が赤熱し、火が残っていることがあることを認識しており、しんの交換をしたことがなかった。○給油時自動消火装置は作動していたが、しんの先端部にタールが付着し、しんはスムーズに下降できない状態であった。○カートリッジタンクの口金は当該製品のタンク室内で発見された。○カートリッジタンクは給油口付近が変形し給油口が斜めになっていたが、カートリッジタンクの給油口及び口金には変形等が認められず、正常にねじ込める状態であった。○当該製品の油受皿に穴空き等、油漏れにつながる異常はなく、置台にも吹き返しによる異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品は、しん先端部にタールが付着して、給油時自動消火装置が作動してもしんが規定の消火位置に戻らず、完全に消火できない状態となっていたため、使用者が消火せずに給油作業を行った際にカートリッジタンクの口金を確実に締めなかったことから、口金が外れ、灯油がこぼれて出火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。火災の原因になる。」、「消火の際は、必ずしん調節つまみが消火位置に戻り火が消えていることを確認する。」及び「給油口口金は確実に締める。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/03/12)
A201800789 2018-2048 2019/02/15 （事故発生地） 京都府	石油ストーブ（開放式）	当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクを抜いて給油し、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際に灯油がこぼれて火災になった。○しん調節つまみ、点火ボタン等の樹脂部品は全て焼失していた。○しん調節つまみは、スピンドルのＤカット平面部の傾きから手動消火位置であったと考えられた。○燃焼筒のガラス外筒にすすが付着していたが、内炎筒及び外炎筒にはすすの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん案内筒内部にすすの付着はなく、吹き返しの痕跡は認められなかった。○油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの給油口は、ロック状態に異常は認められなかった。○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されていない製品であった。○使用者は、ふだんから給油時に当該製品の火を消さずにカートリッジタンクを抜いていた。●当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品を消火せずにカートリッジタンクを抜いて給油し、本体に装着しようとした際に灯油がこぼれ、焼損に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。」、「給油口は確実に締め、給油口を下にして、油漏れがないことを確かめる。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/03/12)
A201800794 2018-2075 2018/05/14 （事故発生地） 千葉県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品で調理した後、こんろの火を消し忘れ、当該製品背面より出火し、当該製品、ガス用ゴム管、壁及び上部の棚を焼損した。○当該製品の背面及びトッププレートに過熱の跡が認められた。○ガス接続口はガス用ゴム管が正しく取り付けられているときにガス用ゴム管で覆われている赤い線より先端側に過熱の痕が認められ、当該箇所は事故発生時にガス用ゴム管で覆われていなかった可能性が推定された。○使用者によれば、当該製品の周囲に樹脂製容器を置いていたとの申出内容であった。○左こんろを燃焼させ、ガス通路部のガス漏れを試験火で確認したが、ガス漏れは認められなかった。○当該製品の安全装置は正常に作動することを確認した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常が認められないことから、使用者が当該製品を使用して調理をした後、こんろの火を消し忘れたことにより、こんろ周囲に置かれていた樹脂製の容器が過熱されて着火した、又は、ガス接続部の接続が不十分であったことから、漏れたガスにこんろの火が引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/14)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800813 2018-2038 2019/03/10 （事故発生地） 佐賀県	石油ストーブ（開放式）	事務所で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は全体的に著しく焼損しており、天板やグリルガードに変形が認められ、前板の下側には、スプレー缶が本体の前板と底板との間に飛び込んで挟まっていた。○天板の裏側、底反射板の裏側等にすすの付着は認められなかった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんの高さは、対震自動消火位置が作動した高さであった。○油受皿及び置き台に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/20)
A201800815 2018-2087 2019/03/10 （事故発生地） 京都府	屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、コインランドリーの洗濯用給湯器として使用されており、屋外のコの字状に窪んだ箇所に設置され、前面には目隠しとして木製扉と遮光ネットが設置され、当該製品の上方には衣類乾燥機の排気口２個が設置されており、日常的にほこりが滞留する環境だった。○プリント基板のメモリーを確認したところ、燃焼時間は１０００時間以内、燃焼回数は８万回、エラー履歴は直近から３回分が記録されており、２台とも同じ内容で「給湯途中失火」、「給湯途中失火」及び「給湯点火不良」であった。○本体内部の電装部品や配線類に、過熱や出火の痕跡は認められなかった。○本体内部の給気経路及び底部に綿ぼこりの付着が認められた。○送風ファンの樹脂製羽根は、付着物がほとんど認められなかった。○バーナーのダンパー部は、綿ぼこりの付着が認められ、閉塞していた。○熱交換器フィン部は、多量のすすが付着して閉塞していた。○ガス漏れによる出火や炎あふれの痕跡は認められなかった。○排気経路は、熱交換器フィン部のすす詰まりで狭くなった箇所があり、熱交換器の過熱痕が認められた。●当該製品は、日常的にほこりが滞留する場所に設置されていたため、吸い込まれた綿ぼこりが機器内部に蓄積して通気経路を閉塞し、異常燃焼を生じたものと推定される。　なお、取扱説明書には、「ほこりの立ちやすい場所には設置しない。」、「燃焼用空気を確保するため塀などを設置しない。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/03/22)
A201800836 2019-0012 2019/03/14 （事故発生地） 福井県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の外観は、背面側に著しい焼損が認められた。○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力の加わらない位置であった。○内部の基板や配線等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室、バーナー、送油経路等に異常燃焼や油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは焼損しておらず、油漏れ等の異常は認められなかった。○取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。口金は確実に閉めて油漏れないかを確かめる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、使用者が消火せずにカートリッジタンクに給油し、本体に戻す際に灯油がこぼれて出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/29)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900016 2019-0067 2019/03/09 （事故発生地） 神奈川県	石油ふろがま	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、約２０年前に使用者が自ら設置し、これまでに点検及び修理を実施していなかったが、前日まで異常なく使用できていた。○外装前板（点検とびら）が正しく取り付けられておらず、上部が開いた状態となっていた。○外装前板（点検とびら）は底部を中心に焼損し、他の外装板も、前板側に焼損、下部に腐食が認められた。○外装板裏側の断熱材は前板側に焼損及び白化が認められた。○缶体は左右側面が腐食し、穴が２か所空いていた。○外装底板の目地材固定枠が腐食し、缶体底部との間に隙間が認められた。○電磁ポンプは表面が焼損して、送油接続口は青くさびており、接続箇所付近のゴムホースは焼失していたことから、確認できなかった。○送油ゴムホースは全体的に硬化及び焼損し、特に本体側の焼損が著しかった。○機器内部の配線類、電源プラグ等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が外装前板（点検とびら）の上部を開いた状態で設置していたため、開いた箇所から雨水が浸入したことで本体外装底板及び缶体側面が腐食して燃焼排気ガスが当該製品内部に漏れ出す状態となっていたことから、燃焼排気ガスの影響で損傷した送油ゴムホースから漏れ出した灯油が燃焼排気ガスによって気化して、引火し、火災に至ったものと推定される。 （Ｅ３）	(受付:2019/04/09)
A201900025 2019-0087 2019/03/26 （事故発生地） 千葉県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が台所で当該製品を使用後にその場を離れた際、台所から「ピーピー」と音がしたので確認したところ、当該製品から煙とグリル排気口（メッシュ部）から火が出ていた。○消防現着時、当該製品の操作ボタンは消火の位置にあり、グリルの水受皿には多量の油脂がたまっていた。○使用者によれば、こんろは事故発生直前に、グリルは前日の夜及び当日朝に使用し、グリルは一週間前に清掃したとの申出内容であった。○小バーナー用のイグナイターコード及び立ち消え安全装置の熱電対の被覆が焼損しており、グリルのフード熱板表面は、正面から排気ダクトに向かって右側の焼けが強く、イグナイターコード挿入用スリットから熱流が出た痕跡が認められた。○グリル庫内は、油脂類及び煮こぼれが炭化したと思われる付着物が多量に認められ、水受皿の裏面は焼けが著しく、焼き網にも焦げが多量に付着していた。○ガス接続口から器具栓までの気密性を確認した結果、ガス漏れは認められず、制御基板にも焼損等の異常は認められなかった。●当該製品のグリル庫内に多量の油脂等の炭化物が付着していたことから、使用者が誤ってグリルの操作ボタンを押してしまい、手入れ不足でグリル庫内にたまっていた油脂等が過熱されて着火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」、「消火操作をしたときは必ず炎を確認する。」、「グリル使用後及び連続使用の場合は水受皿にたまった脂を取り除く。」及び「煮こぼれに注意する。機器内部に侵入すると機器故障の原因になる。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/04/08)
A201900040 2019-0131 2019/03/26 （事故発生地） 千葉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品を使用後、すぐに電源プラグを抜いて移動させようとしたところ、誤って１０ｃｍほどの段差下へ当該製品をあお向けに転倒させた。○使用者及び駆けつけた家族は、当該製品の温風吹出口から炎が出ているのを確認した。○当該製品は、樹脂製の操作盤及びファンフィルターが溶融していたが、メイン基板等の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○電磁ポンプ及び送油経路に油漏れ等の異常は認められなかった。○燃焼室内に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○転倒時の衝撃で製品外に抜け出ていたカートリッジタンクには焼けた痕跡はなく、口金も確実に締められており、油漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品に異常燃焼等の痕跡が認められないことから、使用直後の燃焼室内の温度が下がっていない状態で電源プラグを抜き、使用者が誤って当該製品を転倒させたことにより、燃焼室内に残っていた灯油に着火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「運転停止後、３分間は電源プラグを抜かない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/04/15)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900084 2019-0245 2019/04/20 （事故発生地） 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○右こんろを強火で点火し、バーナーから炎が出ていることを確認した約３分後にグリルの排気口から約２０ｃｍの炎及び白煙が出たため、粉末消火器で消火し、ガス栓を閉栓し、当該製品の電池を抜いた。○使用者は、当該製品のグリルの使用及び清掃をしたことがなかったが、当該製品は使用者の入居前から設置されており、それ以前の使用状況は不明であった。○当該製品の天板及びグリル排気口内部に油脂が付着しており、天板の裏側はグリル排気口付近から油が流れ込んだ痕跡が認められた。○ガス接続口から器具栓までの気密性に異常は認められなかった。○操作ボタンのマイクロスイッチに異常は認められず、点火動作も正常であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のガス配管の気密性及び点火動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/07)
A201900107 2019-0121 2019/03/21 （事故発生地） 三重県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を点火して１５分後、異音がして当該製品から炎が上がった。○当該製品は全体が焼損していたが、前面パネル及び置台の塗装は残っていた。○天板は少しへこんだ形状に変形し、天板及び覆板に異物が付着していた。○燃焼筒にすす付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの蓋はロックされ、内部のパッキンは残っていた。○油受皿に燃料漏れは認められなかった。○給油されていた燃料は灯油であった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/17)
A201900108 2019-0305 2019/05/03 （事故発生地） 福岡県	密閉式（ＢＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により１名が軽症を負った。 （CO中毒）	○当該製品の給排気筒が外れており、排気ガスが浴室内及び本体内に漏えいする状態であった。○使用者は当該製品が正常に着火しないため、先端に火が付いた割り箸を本体の外から差し込んで、ガスに点火して使用していた。○ガス事業者がガス保安定期検査時に使用を禁止していたにもかかわらず、使用者は当該製品の使用を続けていた。●当該製品の給排気筒が外れた状態のまま使用していたため、一酸化炭素が浴室内に滞留したことにより事故に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「点火確認窓を外したまま点火操作をしない。故障や具合の悪いときは、すぐ購入店へ連絡する。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/05/17)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900109 2019-0306 2018/11/24 （事故発生地） 東京都	継手ホース（都市ガス用）	当該製品に接続しているガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、昼頃から台所でガス臭を感じており、夕方、ガスこんろを使用したところ、ガス栓付近に火が着いた。○使用者が２０１８年８月頃、当該製品をガス栓及びガスこんろに接続した。○当該製品とガス栓との接続部が焼損していた。○ガスこんろ背面の、当該製品とガス栓との接続部付近が焦げていた。○当該製品は、ガス栓からガスこんろのガス接続口までの距離に対して余裕のない長さであった。○灯内内管の漏えい検査に異常は認められなかった。●使用者が当該製品をガス栓及びガスこんろに接続した際、当該製品の長さに余裕がなかったために差し込み不足となり、その後の使用中にガス栓との接続が抜けかかった状態となり、過流出安全機構が作動しない程度の微量のガスが漏えいし、ガス臭かったにもかかわらず、使用者がガスこんろを点火したため、こんろ点火時のスパーク又は燃焼炎がガスに引火したものと推定される。 （Ｅ２）	(受付:2019/05/17)
A201900127 2019-0367 2019/04/27 （事故発生地） 静岡県	屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生当日、自宅のテレビアンテナに落雷があった。○当該製品は内部の電装基板が黒くすすけており、電装基板上の電流ヒューズ及びサージ保護用バリスターが破損し、電源端子の一部及びアース線が溶融していた。○電装基板以外の部品及び配線に異常は認められなかった。●当該製品は落雷による高電圧が電装基板に加わったため、電装基板上の部品が破損し焼損に至ったものと推定される。 （Ｆ１）	(受付:2019/05/24)
A201900137 2019-0383 2019/04/25 （事故発生地） 愛知県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を点火して３０分後、背面内部で炎が発生した。○当該製品は黒くすすけており、上部よりも下部がすすけていた。○操作基板、メイン基板、電源コードを含む配線類に出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室にすす付着等の異常はなく、気化器やバーナーにも異常は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まっていた。○口金が差し込まれる油フィルター部分にキッチンペーパーが挟まっていた。○送油経路に油漏れはなく、油受皿に腐食はなかったが、置台の表面に焼けた痕跡が認められた。●当該製品の油フィルター部分にキッチンペーパーを挟み込んでいたため、灯油が油受皿の外に漏れ出し、堆積していたほこりに付着して気化し出火に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/28)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900141 2019-0384 2019/05/20 （事故発生地） 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900140と同一事故） （火災）	○当該製品の左こんろに天ぷら鍋を載せ、油を入れて揚げ物の準備をしてから外出し、１０分後に火災が発生していた。○当該製品は左こんろ操作ボタンが押された状態であったが、当該製品上部のレンジフード等の焼損は少なく、鍋の油が発火した状況ではなかった。○当該製品内部に焼損はなく、ガス気密性はあり、左こんろ器具栓内部のメインバルブは閉じた状態であったことから、火がついていれば自動消火した状態と判断できた。○左こんろの調理油過熱防止装置の温度センサーに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡はなく、調理油過熱防止装置の温度センサーに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/28)
A201900191 2019-0535 2019/02/00 （事故発生地） 大阪府	屋外式ガス給湯暖房機（都市ガス用）	当該製品を使用して入浴中、右足に火傷を負った。 （重傷）	○使用者は２月に低温火傷を負い、介助者（母親）が５月に事故は当該製品の異常が原因ではないかと疑って点検を申し出た。○当該製品は、製品内部に異常はなく、燃焼性能、給湯性能、湯張り性能及び追いだき性能に異常は認められなかった。○浴槽には他社製の循環アダプターが装着されており、「４０℃」設定で追いだき運転すると循環アダプター出口の湯温は最高５６．１℃であった。○浴槽に装着されていた他社製の循環アダプターを確認した結果、左下の２か所に湯の出口があり、その上から樹脂製の網で覆われていた。○設定温度「４０℃」での追いだき運転時の湯温を計算した結果、燃焼量６ｋＷと循環流量５Ｌ/分で温度５７．２℃となり、実測値（５６．１℃）に近い値となった。○介助者によると、使用者は事故発生時に追いだき運転中の浴槽内で居眠りをしていたとの申出内容であった。○使用者は就寝時に電気あんかを使用していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、他社製の循環アダプターの高温部や就寝時に使用していた電気あんかに皮膚が長時間接触していた可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/14)
A201900225 2019-0602 2019/06/05 （事故発生地） 埼玉県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が軽傷を負った。 （火災）	○使用者は、事故発生の１時間前に当該製品の右こんろを使用した。○当該製品の外観はトッププレート手前側、グリル排気口及び両側面が著しく焼損しており、内部は全体的に焼損していた。○当該製品は、こんろ部、グリル部及び内部全体に汚れが付着しており、炭化した煮こぼれによる食品かすや油脂等がグリル遮熱板上一面に堆積していた。○当該製品の全こんろ及びグリルには、消し忘れ消火機能が搭載されており、温度センサーの導通に異常は認められなかった。○こんろ及びグリルの操作ボタンの樹脂製軸受部が焼失しており、事故発生時に操作ボタンが押された状態であったかは不明であった。○基板及び配線から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品に出火につながる異常は認められないことから、使用者が誤ってグリル操作ボタンを押したことで、グリルが空焼き状態となり、煮こぼれ等によってグリル遮熱板上に堆積していた食品かすや油脂等が発火し、樹脂部品や油脂等に燃え広がったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「点火操作、消火操作をしたときは必ず炎を確認する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/06/26)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900227 2019-0616 2019/05/14 （事故発生地） 静岡県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の燃焼筒から大きな炎が上がり下部から炎が出た。○当該製品は点火操作部周辺と右側が著しく焼損し、置台に堆積したほこりが焼損していた。○燃焼筒はすすが付着していたが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まっており、燃料は灯油であった。○点火操作機構部は樹脂部品が焼損し、ばねが熱影響を受けて一部が伸びていたが、自動消火装置は正常に作動した。○しんにタールの付着はなく、油受皿に油漏れは認められなかった。○点火装置が故障していたため、マッチで点火していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/27)
A201900243 2019-0658 2019/04/20 （事故発生地） 愛知県	ガストーチ	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を点火した際に火口から大きな炎が発生し、周辺の可燃物を焼損した。○当該製品は樹脂部品の一部が焼損していた。○接続されていたカセットボンベは当該製品の専用ボンベであった。○当該製品は、立てた状態で点火する仕様であるが、使用者は傾けて点火した。○当該製品は、カセットボンベの切込みを点火ボタン側にする必要があるが、事故発生時は９０度横向きに接続されていた。○当該製品に専用ボンベを正しく接続し、立てた状態で点火したところ、正常に燃焼し、その後に傾けても大きな炎は発生しなかった。●当該製品に事故に至る異常は認められないことから、カセットボンベを直立状態で点火して２分間そのまま燃焼させなかったため、点火時に火口から生ガスが出て大きな炎が発生したものと推定される。　なお、取扱説明書には、点火時に生ガスが出ないように「点火はカセットボンベが直立状態で行い、点火後２分間は動かさない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/03)
A201900286 2019-0768 2019/04/11 （事故発生地） 兵庫県	石油ストーブ（開放式）	ビニールハウスで当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂部品が焼失していた。○天板の裏面と燃焼筒にすすが付着し、異常燃焼の痕跡が認められた。○しんは吸い上げしんが焼失し、燃焼しんが芯案内筒に固着し、基準面より＋３～５ｍｍの位置であったことから燃焼状態であったと考えられた。○カートリッジタンク内を検知管で確認したところ、ガソリン成分が検出された。○使用者によれば、樹脂製容器を灯油と混合油の両方で使用していたとの申出内容であった。●使用者が当該製品に混合油を誤給油したため、混合油が油受皿からあふれて置台に流出し、燃焼筒の炎が引火し周辺を焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「ガソリン等の揮発性の高い油は使用しない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/22)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900300 2019-0793 2019/07/05 （事故発生地） 滋賀県	ガス栓（都市ガス用）	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、検査口付のガス栓である。○当該製品は、パージボルト（検査孔を閉止するねじ）が検査口から外れており、つまみが４５度傾いていた。○パージボルトは、２０１８年３月２５日に実施された定期保安巡回検査時に取付けが不十分であったと考えられた。○つまみは、使用者がこんろ台下部の引き出しを開閉した際に収納物が接触して傾いたと考えられた。○つまみが傾いていなければ、検査口からガスが漏れない構造であった。○パージボルト及び検査口に異物等の異常は認められなかった。○内管にガス漏れは認められなかった。○当該製品及びガスこんろは、事故発生の２日前まで異常なく使用されていた。○当該製品は、事故発生後も継続して使用されている。○使用者は、事故発生の前日からガス臭いと感じていた。●当該製品は、過去の定期検査時に検査口のパージボルトの取付けが不十分であったため、使用者がこんろ台下部の引き出しを開閉した際に収納物が接触してつまみが４５度に傾いたことでガスが漏れ、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/07/25)
A201900337 2019-0863 2019/07/14 （事故発生地） 静岡県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の右こんろを消火後、使用していなかったグリルから炎が上がった。○グリル操作ボタンは消火位置になっていたが、グリル庫内は焼損しており、水受皿に多量の焼損物が堆積し、すすが付着していた。○外観及び天板を外した内部に焼損等の異常は認められなかった。○左右こんろ及びグリルは点火及び燃焼が可能でガス漏れは認められなかった。●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、右こんろ操作時に誤ってグリルを点火したため、グリル水受皿に堆積していた油脂等が過熱され、着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。　なお、取扱説明書には、「グリル使用後は必ずお手入れする。水受皿にたまった油が燃えて火災になる。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/08/06)
A201900403 2019-0938 2019/08/14 （事故発生地） 千葉県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が留守中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。○使用者は、室内に猫を３０匹ほど飼っており、当該製品に猫が乗り、何度か操作ボタンが押された状況があったとの申出内容であった。○使用者が汚れ防止のため右こんろ上に載せていた段ボール及び当該製品の右側にある調味料等が置かれたカラーボックスが焼損していた。○左こんろ操作ボタンはロック状態であったが、右こんろ操作ボタン周辺は焼損が著しく、ロックされていたか不明であった。○グリルから出火した痕跡は認められず、右こんろ器具栓のスピンドルを確認した結果、事故発生時、操作ボタンが押されていた可能性が認められた。○事故発生時、ガス栓は開栓状態であった。●当該製品は、内部から出火した痕跡は認められず、右こんろ操作ボタンが押されていた可能性が認められたことから、右こんろ操作ボタンが押されたため、使用者が右こんろ上に載せていた段ボールが燃え、周囲の可燃物に延焼したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「機器の上や周辺に可燃物や引火物を置かない。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/08/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800526 2018-1435 2018/09/29 （事故発生地） 熊本県	扉（浴室用折戸）	子供（９歳）が浴室から出る際に、当該製品の枠に左足をぶつけ負傷した。 （重傷）	○当該製品は一般的な浴室用折戸であり、フレーム等に異常は認められなかった。○当該製品の下枠レールは、損耗して塗装が剥がれてアルミニウム合金の地金が露出した状態であり、下枠及び下枠レールにはグレーの粉体が付着していた。また、下枠レールと接する折戸の樹脂部品は、摩耗していた。○シャープエッジテスター（ＵＬ１４３９規格に準拠）を用いて、下枠レールのエッジについて評価したところ、鋭利ではないと評価された。●当該製品に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/06)
A201800718 2018-1895 2019/02/02 （事故発生地） 新潟県	除雪機（歩行型）	使用者（８０歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。 （死亡）	○当該製品はデッドマンクラッチ非搭載の製品であったが、引抜式非常停止スイッチ及び接触式の後進時非常停止装置が搭載されており、点検の結果、いずれも正常に動作することが確認されたが、発見時、使用者は引抜式非常停止スイッチのひもを身体に付けていなかった。○操作パネルのハンドル下に使用者の身体が接触して押されることで走行が停止する後進時非常停止装置のバーが上下２か所（上側は後進時における後方の障害物と除雪機との挟まれに対する安全装置。下側は使用者転倒時における除雪機へのひかれに対する安全装置）付いており、それぞれの地面からの高さは、下側が約２７ｃｍ、上側が約５１ｃｍであった。○第一発見者によれば、発見時、エンジンは掛かった状態でオーガは回転しており、使用者はあお向けで左肩から右脚にかけて当該製品の右クローラの下敷きとなり、走行クラッチは「入」で変速レバーは高速側の後進の位置にあり、クローラは駆動した状態であったとの申出内容であった。○当該製品を確認した結果、左側の駆動スプロケットが完全に摩耗しており、左クローラに駆動力が全く伝わらない状態となっていた。●使用者が当該製品を後進中に転倒した際、使用者が引抜式非常停止スイッチのひもを身体に巻き付けておらず、使用者の身体に転倒時における除雪機へのひかれに対する接触式の安全装置である後進時非常停止装置が接触しなかったため、当該製品が乗り上げて下敷きとなり、雪上でスタック状態となったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「引抜式非常停止スイッチのキャップを本機スイッチに取り付け、一方のひもを運転者の身体に巻き付けてから運転する。」旨、本体に貼付されている安全表示ラベルには、「作業中は引抜式非常停止スイッチを腰に巻き付ける。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/14)
A201800761 2018-1998 2019/02/11 （事故発生地） 兵庫県	コンセント付洗面化粧台	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時、当該製品のコンセントは使用されていなかった。○当該製品は、コンセント下部から上部にかけて焼損していた。○コンセントは、外郭樹脂が全て焼失し、内部配線との接続部が溶融していた。○当該製品のコンセント付近から猫等の動物由来の尿の成分が検出された。○使用者宅では、猫を９匹放し飼いにしており、使用者は当該製品のコンセントに何度も尿をかけているのを目撃したとの申出内容であった。●当該製品のコンセント内部に猫の尿が浸入したため、コンセントの内部でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ１）	(受付:2019/03/04)

製品区分：　04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800795 2018-2077 2019/02/27 （事故発生地） 大阪府	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	工事現場で当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。 （重傷）	○使用者の証言では、当該製品の下から３段目の踏ざんに左足をかけたときに支柱が曲がり、体が当該製品の昇降面左側に転落し、左手首の骨折と顔面の左側に擦過傷を負ったとの申出内容であった。○目撃者の証言では、事故直後、当該製品は横にずれただけで倒れていなかったとの申出内容であった。○当該製品の寸法と硬さは、設計値を満たしていた。○当該製品の脚部は昇降面の左右ともに最下段踏ざん取付け部から下が内側へ変形しており、右側脚部は下から２段目の踏ざん取付け部付近が外側に変形していた。○左側脚部は、最下段踏ざん取付け部付近が座屈しており、リベットが破損して踏ざんが下向きに押し下げられるように変形、脱落していた。○右側脚部は、最下段踏ざん取付け部付近が座屈しており、下から２段目の踏ざん取付け部付近は、踏ざん固定用のリベット近傍に亀裂が発生していた。○当該製品の伸縮脚は破損していたが、伸縮部の爪や受け側の溝に異常は認められず、使用中に伸縮脚のロックが外れた痕跡は認められなかった。○使用者がバランスを崩して脚立が横向きに倒れかけたところに使用者の体が接触したと仮定して同等品で再現試験を実施した結果、傾けた同等品の脚部に５０ｋｇのおもりを落下、衝突させたところ、破損状態が当該製品と一致し、おもりが脚部に衝突した際に同等品が起き上がって直立することが確認された。○事故発生時に当該製品を支える補助者はいなかった。○当該型式品の最大使用質量（体重と荷物の合計）は１００ｋｇであり、使用者は体重が１１５ｋｇで腰に工具ベルトを巻いていたため、事故発生時は最大使用質量を超過していたと考えられた。○当該型式品はＳＧ基準の対象ではないが、ＳＧ基準（ＣＰＳＡ００１５「住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法」）の強度試験は満足している。●当該製品に異常は認められず、体重１１５ｋｇの使用者が作業時に昇降面の左側に身を乗り出した等でバランスを崩して転落し、脚部に体が衝突して変形したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「体重と荷物の合計質量が最大使用質量を超えるときは使用しない。」、「体を乗り出すとバランスをくずして転倒や転落の恐れがある。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/03/14)
A201900017 2018-2108 2019/03/09 （事故発生地） 大阪府	折りたたみ椅子	幼児（２歳）が当該製品につかまったまま転倒し、右手指を負傷した。 （重傷）	○幼児が当該製品の脚部のパイプ交差部付近を正面から両手でつかんだ際にバランスを崩し、当該製品の背もたれ側が下になる状態で転倒した。○保護者は事故発生前に幼児から目を離していたが、事故発生時に幼児が当該製品の脚部をつかんだまま転倒する瞬間を目撃していた。○ルミノール試薬で血液反応を調べたところ、座面に向かって右側の脚部のパイプの交差部上に血液反応が認められた。○当該製品の脚部のパイプは丸みを帯びており、鋭利な箇所は認められなかった。○当該製品を後ろに転倒させたところ、交差してる脚部のパイプが平行になって折りたたまれた。○平行になった脚部のパイプ同士の隙間は、最も狭い箇所で左側が０．２ｍｍ、右側が０．３ｍｍであった。○樹脂製の棒を脚部のパイプ交差部に置き、当該製品を勢いよく倒すと樹脂棒が押しつぶされた。○当該製品は、ＪＩＳＳ１０３２：２０１６「オフィス家具ー椅子」の後方安定性に関する試験に合格した。○当該製品の座面裏には、警告表示ラベルが貼付されていた痕跡と取扱説明書の入った袋が貼られていたテープの痕跡が認められた。○座面裏と取扱説明書には、「脚部のパイプ交差部をつかんだまま操作すると手を挟むおそれがある。」旨、記載されており、取扱説明書には、「子供の使用には注意する。」旨、記載されている。●当該製品に異常は認められず、幼児が当該製品の脚部のパイプ交差部をつかんだ際にバランスを崩して転倒し、パイプの交差部に指が挟まったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/05)

製品区分：　04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900038 2019-0117 2018/03/28 （事故発生地） 秋田県	除雪機（歩行型）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用中に当該製品が横転し、横転後にキースイッチを切ったが、エンジンは停止せず、エンジンルームから発煙した後にカバーを開けたところ出火した。○事故発生場所は使用者宅の敷地内にある傾斜地であった。○当該製品は前方の除雪部は原形をとどめていたが、後方は著しく焼損していた。○マフラーや燃料タンクに出火の痕跡は認められなかった。○非常停止スイッチは、クリップ部がカバー取付部を挟み込み、その上でバンドで固定されており、安全装置として機能していなかった。●傾斜地で当該製品を使用していたところ、当該製品が横転し、使用者が非常停止スイッチを体に装着していなかったため、エンジンが停止せず、出火に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「エンジン始動時は、非常停止スイッチを体に装着する。」「転倒のおそれがあるため、斜面を横切っての除雪作業をしない。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/04/11)
A201900408 2019-0974 2019/08/05 （事故発生地） 大阪府	スリングシート（介護リフト用）	介護用リフトに当該製品を装着して、搭乗者（９０歳代）をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から転落し、左足を負傷した。 （重傷）	○当該型式品は、被介護者をベッドから移動させる際にリフトでつり上げるための製品であり、被介護者を背中側から包み込んでつり上げる仕様である。また、被介護者が正常に乗せられている状態では、上半身と大腿部が臀部よりも高い位置となり、前方への転落を防止するためのストラップが股の間に通るものであった。○当該製品に異常は認められなかった。○被介護者は膝上を骨折していることから、前方へ回転するように落ちたと考えられる。○介護者は当該製品のストラップを被介護者の股の間に通す必要性を認識していたが、事故発生時、脚側のストラップは股の間を通されていなかった。○当該製品は、購入前の体験用として無償で貸し出されたものであり、納品前に実演による取扱説明が行われていた。●介護者が脚側のストラップを被介護者の股の間に通さなかったため、リフトでつり上げた際にバランスが崩れて被介護者が前方へ転落したものと推定される。　なお、取扱説明書には、脚側のストラップを大腿部の下側から股に通す旨と股の間に通してつり上げた写真が記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/08/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800534 2018-1440 2018/10/11 （事故発生地） 大阪府	電動歩行車	施設で当該製品を使用中、転倒し、側腹部を負傷した。 （重傷）	○使用者はハンドルから片手を離してスライドドアを開けようとした際に転倒した可能性が高いとの申出内容であった。○当該型式品は、ＪＩＳＴ９２６５：２０１２「福祉用具－歩行補助具－歩行車」の「前方傾斜安定性試験」、「後傾斜安定性試験」及び「側方傾斜安定性試験」に適合していた。○当該型式品はＳＧ認定の対象品ではないが、ＳＧ基準（ＣＰＳＡ００７５：シルバーカーの走行耐久性試験及びＣＰＳＡ０１２０：歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）の疲労強度試験）に合格していた。○当該製品のアシスト制御、ブレーキ制御及び速度制御に異常は認められなかった。○当該製品の左側には付属品ではない傘立てが取り付けられており、左後輪のタイヤは、トレッド面にスリップ率が大きい際に発生する特有の摩耗形態が認められたことから、傘立てが干渉しブレーキシューが継続的に接触して半ロック状態になっていたと考えられた。○同等品の左後輪の駐車ブレーキをロックし、右手を右ハンドルから離して左ハンドルに寄りかかるようにして体重をかけると、左後輪を軸として車体が僅かに左方向に旋回した。○同等品の左ハンドルに寄りかかるようにして車体の左側を下にして転倒させると、右後輪側のフレームを腰部分が押し下げ、電池ボックスや座面側部の棒等に脇腹が衝突する可能性があると推定された。○取扱説明書には、「ハンドルへの傘立ての取付けを禁止する。」旨、記載はないが、「歩行中にバランスを崩す等の転倒の原因となるため、ハンドルに荷物等をつり下げない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者がスライドドアを開ける際に右ハンドルから手を離して左ハンドル側に寄りかかったため、バランスが崩れて車体ごと転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2018/12/07)
A201800728 2018-1915 2018/11/22 （事故発生地） 鹿児島県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。 （重傷）	○使用者は、平たんな舗装路を走行していた。○前どろよけは、ステーの上方が右方向に変形し、へこみが認められたが、寸法及び強度等に異常は認められなかった。○前どろよけの変形部がタイヤと接触し、前輪が回転しない状態であった。○前どろよけの固定に緩みは認められず、どろよけステーに変形は認められなかった。●事故発生時の状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/02/20)
A201800792 2018-2056 2018/12/28 （事故発生地） 兵庫県	電動車いす（ジョイスティック形）	使用者（７０歳代）が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。（A201800677と同一事故） （重傷）	○使用者が傾斜路で当該製品の手動ブレーキを解除したところ、当該製品がゆっくりと動きだして加速し、使用者が手すりをつかんだところ当該製品が旋回して転倒した。○当該製品は、一般的な車いすに電動ユニットを取り付けたものであった。○当該製品は、転倒後に車輪が回転していたことから、クラッチが切れていたと考えられた。○当該製品は、前進、後退及び旋回性能に異常は認められなかった。○当該製品に乗車し、傾斜路でクラッチがつながった状態で手動ブレーキを解除したところ車体は停車したままであり、ジョイスティックを操作すると車体が動き出した。○当該製品に乗車し、傾斜路でクラッチが切れた状態で手動ブレーキを解除したところ車体が自然に動き出して加速した。○使用者は、当該製品をふだん自宅ではクラッチを切った手動モード、外出時はクラッチをつなげた電動モードで使用していた。●当該製品に異常は認められず、事故発生時はクラッチが切れた状態で手動ブレーキが解除されたため当該製品が意図せず動きだし、傾斜路で加速されたと推定される。 なお、取扱説明書には、「傾斜路ではクラッチを切らない。」旨、警告表示されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/03/13)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900196 2019-0572 2019/05/06 （事故発生地） 東京都	自転車	店舗の駐輪場で使用者（７０歳代）が当該製品を動かそうとしたところ、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品の左側に立ち、商業施設の駐輪場から後ろに出した後、Ｕターンしようとしてハンドルを左に切った際、ハンドルが想像以上に回ってしまい、当該製品とともに転倒した。○事故発生時に使用者が所持していた持ち物は、前かごに入れた財布のみであった。○当該製品の左右のペダル端部に擦れ痕が認められた以外に破損、変形、部品の欠落、ねじの緩み等、外観上の異常は認められなかった。○当該製品及び２台の他社類似品を使用し、ハンドルの操舵力、ハンドルが自重で回転し始める角度及び前ホークの傾きの強さを示すトレール（数値が小さいほどハンドル操作が軽くなる）を測定した結果、当該製品の測定値に他社類似品と比べて著しく小さい状況は認められなかった。○当該製品、類似品及び他社類似品を使用し、４名の被験者による乗車時及び非乗車時（類似品は非乗車時のみ）の操作性実験を行った結果、著しい違和感及び異常は認められなかった。○当該型式品は、ＢＡＡの基準に適合していた。○当該型式品における同種事故は報告されていない。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外観の異常や乗車時及び非乗車時の著しい異常等は認められず、ハンドルの操舵力に他社類似品と比べて著しい差は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/17)
A201900209 2019-0592 2019/01/11 （事故発生地） 長野県	電動アシスト自転車	使用者（８０歳代）が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品で障害物のない直線の下り坂を走行中、突然「ガラガラ」と音がしたため、それに驚いていたところ、気が付いたら右足のつま先がペダルの溝にしっかりとはまった状態で左側に転倒していたが、どのように転倒したのかについては覚えていないとの申出内容であった。○使用者は、以前からペダルをこいでいると、乗せた右足が外側に動いていくことがあったとのことであるが、事故発生時に右足がペダルから外れたのかどうかは覚えていなかった。○使用者が着用していたズボンに破れ及び損傷はなく、チェーン等に巻き込まれた痕跡も認められなかった。○使用者が履いていた靴の左右のつま先に擦れ痕が認められたが、かかとには何かに接触したような痕跡は認められなかった。○使用者は、足裏の真ん中よりやや前側でペダルを踏んでおり、極端につま先が外に開いている状況は認められなかった。○メインフレーム、前ホーク等に変形及び破損はなく、前ブレーキブロック、前後輪スポーク、タイヤの空気圧及び摩耗具合に異常は認められなかった。○チェーンカバー及び周辺に変形、打痕等はなく、ペダルを回しても、チェーンはチェーンカバーに接触せず、チェーンにも緩みは認めらなかった。○左右ペダルは踏面の凹凸が著しく摩耗し、破損も認められ、一部では平らになっていた。○当該製品を試乗したところ、坂道を登りながらギアチェンジをしたところ、「ガラガラ」と音がしばらく出る状況が認められたが、ふらつきなく正常に走行することができ、電動アシスト機能、ギアチェンジの動作及び前後ブレーキの動作にも異常はなく、ペダルをこいだときに、乗せた右足が外側に動くような状況は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/21)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900328 2019-0841 2019/07/06 （事故発生地） 東京都	自転車	子供（７歳）が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○自転車で走行する母親の後ろを使用者が当該製品で走行中、母親が歩道の段差を乗り越え、ハンドルを左に切った後、使用者が転倒した。○使用者が転倒した音を聞き、母親が後ろを見ると、歩道の段差付近で使用者が転倒していて、口から血が出ていたとの申出内容であった。○当該製品は、ハンドルバー中央部のメーター部に、右から順にギヤ位置、速度及び方角を表示するメーター調のパーツを装備可能な製品で、オプションの速度及び方角は装備されておらず、ギヤ位置の表示機能のみが装備されたメーター部のギヤ位置表示部の外郭が破損し、破損したメーター部の右側面に擦れ痕が認められた。○前かご、左右ブレーキレバー端部、左右ペダル端部、ディレーラガードに擦れ痕が認められたが、他の部位に破損、変形等はなく、部品の欠落、ねじの緩み等は認められなかった。○前後タイヤ及び左右の前ブレーキブロックに著しい摩耗は認められなかった。○サドルの高さ等の調整状態に異常は認められず、直進、左右旋回、ギアチェンジ及び前後ブレーキによる制動等の走行動作に異常は認められなかった。○当該型式品は、ＢＡＡの基準に適合していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/01)
A201900578 2019-1286 2012/04/04 （事故発生地） 愛知県	自転車	当該製品でブレーキを掛けながら下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。 （重傷）	○当該製品で緩い下り坂をブレーキを掛けながらゆっくりと走行中、急に前輪がロックして転倒し、負傷したとの申出内容であった。○走行中に当該製品から異音が生じていた。○当該製品は前ホークが後方に大きく変形していた。○前輪は右側スポーク１本が回転方向とは逆側に凸に湾曲し、その他に３本のスポークがニップル部から破断していた。○左ホーク足後側に泥汚れが付着していたが、右ホーク足後側に汚れの付着は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックして転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/09)
A201900603 2019-1332 2016/08/05 （事故発生地） 三重県	自転車	当該製品で下り坂を走行中、後ブレーキが利かず、前ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、足を負傷した。 （重傷）	○当該製品は前輪が変形し、ブレーキブロックとの片当たりにより回転が止まる状態であった。○前輪に異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。○後ブレーキはレバーを握ったときにハンドルグリップと接触し、ＪＩＳ規格の制動範囲内で停止できなかったが、後ブレーキワイヤーを調整すると正常に停止した。○前ブレーキはＪＩＳ規格の制動範囲内で停止した。●当該製品は使用者が後ブレーキの調整をせず、後ブレーキの利きが悪い状態で使用していたことから、前ブレーキを強く握ったときに、前輪がロックし、転倒に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「長く使用していると、ブレーキレバーのあそびが大きくなり、ブレーキの利きが悪くなるので調整する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/10/11)

製品区分：　06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800805 2018-2098 2019/02/11 （事故発生地） 三重県	カイロ（使い捨て式）	当該製品を使用中、足に低温火傷を負った。 （重傷）	○ソファーに座り、ジャージパンツ内側の腰部分に当該製品を当てて、うとうとしている間に当該製品が右ふくらはぎへ移動し、右ふくらはぎに低温火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品の袋表面に異常発熱の原因となる傷は認められなかった。○当該製品の発熱成分である鉄の含有量に異常は認められなかった。○同梱されていた同等品の温度特性は、ＪＩＳ基準を満たしていた。●当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/19)
A201800808 2018-2115 2019/03/10 （事故発生地） 東京都	ライター（点火棒）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品を使って石油ストーブに点火後、石油ストーブ付近に置いたところ１０分後に当該製品が飛び、火が出ていたとの申出内容であった。○当該製品のロックボタン側の表面は、点火操作部、燃料タンクカバー及び燃料タンクが溶融して変形していたが、反対側の表面に溶融及び変形は認められなかった。○変形していた箇所は通常使用では熱が加わる場所ではなく、燃料タンクは内側に向かって溶融し７ｍｍ×４ｍｍの穴が空いており、穴付近の燃料タンクカバーが黒く焦げていた。○当該製品をＸ線透過観察したところ、ガスの開閉を行う部品及び点火操作部に異物は混入しておらず、異常は認められなかった。○燃料タンクカバーには熱変形する温度が７０℃以上のＡＢＳ樹脂が、燃料タンクには熱変形を起こす温度が８０℃以上のＡＳ樹脂が使用されていた。○使用者宅で使用されていた石油ストーブより暖房出力の大きい石油ストーブを１０分間燃焼させた場合でも、当該製品が置かれていたと使用者が申し出た位置（石油ストーブの正面左側の床）の温度は２５℃であった。●当該製品に事故につながる異常は認められないことから、使用者が当該製品を使って石油ストーブに点火後、石油ストーブ付近に置いたため、燃料タンクが溶融して穴が空き、ガスが漏れてストーブの火が引火したものと推定される。　なお、本体には「５０℃以上の高温又は長時間の日光には絶対にさらさない。」旨、警告表示されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/03/20)
A201900098 2019-0280 2019/03/26 （事故発生地） 千葉県	ライター（使い切り型）	当該製品を点火したところ、当該製品から炎が上がり、火傷を負った。 （重傷）	○使用者は、当該製品を使ってたばこに点火しようとしたところ、炎が２００ｍｍ程度上がり、額に火傷（熱傷Ⅲ度）を負ったとの申出内容であった。○当該製品の外観及び内部部品に破損、変形等はなく、炎の高さや炎あがりに異常は認められず、正常に点火した。○当該製品のガス吐出量を調節するノズルねじの高さは３．３６ｍｍであり、当該型式品の基準高さと著しい差異は認められなかった。○当該型式品は、金属製キャップを本体から分解して、ノズルねじの高さを３．４９ｍｍにすることで炎長を１５０ｍｍにすることは可能であった。○同等品から意図的にガスを放出させ、約１ｇのガスを周囲に滞留させた状態で同等品を点火したところ、炎長は４０ｍｍ程度であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/14)

製品区分：　06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900136 2019-0389 2019/05/10 （事故発生地） 東京都	ライター（点火棒）	当該製品を使用後、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品でもぐさに着火した後、火を消し、洗面台の棚の上に置いて入浴したが、浴室内にすすが漂ってきたので洗面所に行くと、当該製品から約２０ｃｍの炎が立ち上がっていたとの申出内容であった。○当該製品は、使用者の母親が１年ほど前に購入し、１～２回使用していたが、使用者は、１か月ほど前から当該製品の使用を始め、風防キャップが外れた状態で使用していた。○当該製品は、樹脂製の風防リング及び着火レバーを含めた本体上部の焼損が著しく、本体上部の樹脂部分は溶融、焼損していた。○同等品の風防キャップを外し、横向きの状態で着火レバーを押して４秒間点火状態を維持したところ炎が樹脂製ノズル台に着火し、着火レバーを離して床に置いて観察した結果、試験開始７０秒後にはノズル近傍の樹脂部品が火炎の高さ約５ｃｍで燃焼することが認められた。○同等品に風防キャップを装着して、横向きの状態で着火レバーを１０秒間押し、着火レバーを離して床に置いて観察した結果、ノズル台の先端部に着火しなかった。●当該製品の風防キャップが外れた状態で使用したため、炎が樹脂製ノズル台に着火し、ノズル近傍の樹脂部品が溶融、焼損して火災に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「使用後は、消火を確認する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/05/28)
A201900203 2019-0578 2019/04/24 （事故発生地） 不明	靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手を負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品を履いてぬれた鉄板上を歩行中に足が滑って転倒し、路面に手をついた際に左腕を骨折した。○当該製品の外観に異常は認められなかった。○当該製品の靴底を同等品及び類似品と比較したところ、接地面積は同等品及び類似品と同程度であった。○当該製品の靴底の耐滑性は同等品より高く、類似品と同程度であった。○滑り抵抗試験機で湿潤時の鉄板の滑りやすさを確認した結果、湿潤時のアスファルトに比べて大幅に滑りやすかった。○取扱説明書には、「ぬれた路面は滑りやすくなる。」、「雨天などでぬれた路面を歩行する場合は、転倒などの危険があるため十分注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/19)

製品区分：　08.レジャー用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900090 2019-0256 2019/04/23 （事故発生地） 兵庫県	エンジン（模型用）	当該製品を使用した玩具が墜落し、その周辺を焼損する火災が発生した。（A201900089と同一事故） （火災）	○当該製品は模型飛行機に搭載されたエンジンである。○模型飛行機が離陸してから７分後に昇降蛇が動作しなくなったため、当該製品を停止させて墜落させ、墜落後に破裂音がして出火した。○墜落直前まで模型飛行機より、炎及び煙は出ていなかった。○模型飛行機には、エンジン、モーター５個、受信機、受信機用バッテリー及びジャイロが搭載されており、各電気部品をつなぐ配線は自作のものを使用していた。○当該製品に出火の痕跡は認められなかった。○昇降蛇及び方向舵用のモーターの焼損が著しく、原形をとどめていなかった。○配線の一部が焼失しており、確認できなかった。○墜落時、エンジンの燃料が残っていた。○模型飛行機に搭載されているその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は、模型飛行機の操縦歴が５０年あり、週に３回程度飛行させていた。●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品を停止させて墜落後に出火していることから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/08)
A201900256 2019-0692 2019/06/27 （事故発生地） 埼玉県	運動器具（ＥＭＳ機器）	使用者（８０歳代）が当該製品を使用後、入浴中、死亡した。 （死亡）	○使用者は、当該製品を初めて使用した後、入浴中に心筋梗塞により死亡したとの申出内容であった。○当該製品と同等品の出力電流及び出力周波数等に差異は認められず、日本ホームヘルス機器協会の自主基準及びＪＩＳの基準を満たしていた。○当該製品の出力電流、出力電圧、基本周波数及び最大パルス幅の値は他社類似製品（医療機器）と同等の値であった。○通電時間と人体を流れる交流電流の大きさに対する人体の反応曲線に当該製品の最大出力電流を当てはめると、有害な生理的影響なしの領域に該当した。●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/08)
A201900448 2019-1050 2019/08/10 （事故発生地） 愛知県	玩具（電動エアガン）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20190995と同一事故） （火災）	○当該製品は、モーター及びバッテリーを変更する改造が行われており、純正のニッケル水素バッテリーパックの取付け位置とは別の位置に非純正バッテリーパックが取り付けられていた。○変更されたモーター及び当該製品の内部配線は焼損しておらず、電流ヒューズも切れていなかった。○非純正バッテリーパックに内蔵されているリチウムポリマー電池セルの内部電極が著しく焼損していた。○非純正バッテリーパックの定格電圧は１１．１Ｖと推定され、自動車バッテリー用充電器（１３．８～１５．５Ｖ）で充電されていた。○当該製品は知人から譲り受けたものであり、改造された経緯は不明である。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、取り付けられていた非純正バッテリーパックを自動車バッテリー用充電器で充電したため、非純正バッテリーパックが過充電となり異常発熱して出火し、延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/05)

製品区分：　09.乳幼児用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800725 2018-1912 2019/01/30 （事故発生地） 神奈川県	乳幼児用椅子（ゆりかご兼用）	幼児（１歳）が当該製品の腰ベルトに挟まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。 （死亡）	○当該製品は、座面の高さが約５０ｃｍで、背もたれを５０～６０度に立てた状態で設置されていた。○座席の背もたれには穴が空いており、腰ベルトを穴に通すことで背もたれに取り付ける仕様になっていた。○腰ベルトは、正しい取付け方をした場合、背もたれの背面側には一部しか露出しない構造であり、腰ベルトに正しい取付け方が図示されていたが、当該製品の腰ベルトは、誤った取付け方をされており、ベルトが背もたれの背面側に飛び出してループ状になっていた。○幼児は、当該製品の背もたれの背面側に立ち、ループ状になった腰ベルトの中に頭を通した状態で発見され、頸部に腰ベルトが掛かっていた。○当該製品は、腰ベルトの取り付け方が間違っていたこと以外に、破損等の異常は認められなかった。○当該製品の腰ベルトに、しわやよれといった使用感が認められた。○当該製品は譲渡品であり、使用者は、譲渡後に腰ベルトを外したことはなかったとの申出内容であった。●当該製品は、腰ベルトが背もたれに正しく取り付けられていない状態で使用されていたため、背もたれの背面側にベルトが露出してループ状になり、輪の中に頭を通してしまった幼児の頸部がベルトによって圧迫され、事故に至ったものと推定される。　なお、腰ベルトは、正しい取付け方をすると、背もたれの背面側に容易にたるみが生じない構造となっており、腰ベルトに正しい取付け方が図示されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/18)
A201900321 2019-0824 2019/06/27 （事故発生地） 神奈川県	ベビーカー	当該製品に幼児（３歳）を乗せて走行中、車輪が縁石に当たり、転倒、負傷した。 （重傷）	○使用者（母親）は当該製品に幼児（３歳）を乗せた状態で坂道（傾斜約７度）を下りながら左折する際に左前輪が縁石に接触し、右側に転倒した。○当該製品は、右後輪のアルミフレームが破断していたが、使用者は、事故発生から約１か月後まで、当該製品を使用していた。○当該製品の右側面に多数の擦り傷が認められた。○事故発生場所と同じような傾斜の坂道を類似品を用いて下り方向に前進すると、類似品の重心が前方となるために、操作者は類似品を制御しにくい状態になり、下りながら左前輪を縁石に接触させると、勢いにより操作者及び類似品は右側に転倒した。○同等品はＳＧ基準(ＣＰＳＡ ０００１「ベビーカー」)の安定性試験の基準（傾斜１２度で転倒しないこと）を満たしていた。●使用者は、幼児を乗せた当該製品を押して坂道を下りながら左折する際に左前輪が縁石に接触してバランスを崩し、幼児を乗せた状態で転倒したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「坂道の走行では、不安定なため転倒するおそれがある。速度を落とし、充分注意して走行する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/30)